

第八十回 参議院商工委員会 會議録第七号

(1100)

昭和五十二年五月十二日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月二十七日

後藤 正夫君
向井 長年君

補欠選任
柳田桃太郎君
藤井 恒男君

四月三十日

林田悠紀夫君

補欠選任
木内 四郎君

五月二日

林田悠紀夫君

補欠選任
林田悠紀夫君
工藤 良平君

五月九日

工藤 良平君
辻 一彦君

補欠選任
森下 昭司君
對馬 孝且君

五月十日

柳田桃太郎君

補欠選任
青木 一男君

五月十一日

對馬 孝且君
藤井 恒男君

補欠選任
粕谷 照美君
向井 長年君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

加藤 武徳君
熊谷太三郎君
福岡日出磨君
竹田 現照君
須藤 五郎君

委員

業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤武徳君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
去る十日、柳田桃太郎君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君が、また昨十一日、藤井恒男君及び對馬孝且君が委員を辞任され、その補欠として向井長年君及び粕谷照美君が委員に選任されました。

○委員長(加藤武徳君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。
三井石炭鉱業株式会社三井芦別炭鉱の災害に関する件について発言を求められておりますので、これを許します。田中通産大臣。

○田中通産大臣(田中龍夫君) まことに不幸なことでございますが、御案内の三井芦別炭鉱芦別鉱におきまして、昨五月十一日十二時三十分ごろ突然ガス爆発がございました。死亡者二十五名、負傷八名、計三十三名の罹災者を出したことはまことに残念でございます。

事故の連絡がありました直後、札幌鉱山保安監督局では橋本局長以下鉱務監督官十一名を現地に急行させまして、罹災者の救出及び原因の究明に当たらせております。

なおまた、災害の重大性にかんがみまして、十一日斎藤立地公署局長を現地に派遣をいたし、万全の対策をとるよう指揮をとらせております。が、十二日、本日、松永政務次官を現地に派遣いたしますことになっております。
なお、詳細は担当官から御報告をいたさせます。

○説明員(松村克之君) 今回発生いたしました事故について、概略を御報告いたしたいと思ひます。

災害の状況でございますが、五月の十一日、昨日の十二時三十分ごろに、三井芦別炭鉱の第二坑のN-1マイナス六百メートルレベルの付近におきましてガス爆発と思われる災害が発生いたしましたわけでございます。これは当時巡回しておりました係員その他が圧風を感じまして、ガス爆発ではないか、こういうことで対策にかかったわけでございます。場所はマイナス六百メートルレベルの南八番坑道付近でございます。この付近に作業をしておりました作業員が全部で三十三名でございますが、この人々を含め、付近全域について、第二坑坑内の就業者全員について退避命令が十二時四十分に出されております。

その後、坑内に残っている罹災者救出のために鉱山救護隊が出動したわけでございますが、非常に不幸なことでございますが、その後死亡者二十五名、負傷八名、合計三十三名の方が全員坑外に収容されたということでございます。

なお、この災害の種類でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように圧風現象があったということ、また罹災者の身体状況等からいたしまして、これはガス爆発であったというふうに推定いたしております。また、ガス爆発の原因につきましては、現在札幌鉱山保安監督局において調査を行つておる、こういう段階でございます。

以上、簡単にございますが御説明を終わらせていただきます。
○委員長(加藤武徳君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○阿具根登君 ます、二十五名の方が亡くなられてまして、御冥福を祈りながら質問を申し上げたいと思ひますが、先ほど委員長の報告にもありましたが、すぐにでも調査団が出られる、こういう状態でもございまして、また通産省の方でも、まだ時間も余りたつておりませんので詳細なことはおわかりになっておらないと思ひますので、簡単に御質問申し上げたいと思ひます。

第一は、今度の事故もマイナス六百メートルのレベル、しかも一昨年の十一月幌内では一千メートル、そしてその遺体がまだ十三体が上がつておらない。こういう事態に深部で再びこういう災害が起こつたということについて、深部掘進の対策を相当、委員会でも他の委員諸君からも通産省にはお尋ねあつたと思ひます。こういう問題についてどう考えておられるか。

それから、この図面ではよくわかりませんが、私も報告を受けておりませんのでわからないんですが、三十三名おつて全員が被害者である、こういうことになつてまいります。それも三十三名が一カ所にかたまつておつたのじゃなくて、それぞれ別な場所でおつたのじゃなくて、そういうことになつてまいりますと、この現場は一体どういう状況であつたのか、炭を掘つておつたのか、掘進坑道なのか、掘進作業中なのか、入気、排気の関係はどうなつておるか、こういう点等はこれは直ちにわかるはずですが、だから、そういう点をひとつお尋ねしてみたいと思ひます。

○説明員(松村克之君) お答えいたします。

第一の御質問の炭鉱の深部化に伴う保安対策はどういうふうになつておるかという点でございますが、この点につきましては、保安確保ということとを私どもとして最優先に考え、その上に立ちまして生産を行うように特に指導をしていくわけでございまして、従来こういった考え方に立脚いたしました、監督指導を強化拡充すると同時に、保安技術の研究開発に努めてきたわけでございまして、特に掘採個所の深部化に伴う坑内条件の悪化等に対処するために、昨年末に石炭鉱山保安規則の改

正を行いました。ほかに、五十二年度から札幌鉱山保安監督局に深部保安課の新設を行いました。深部保安対策の強化に努めてきたわけでございまして、また、現在中央鉱山保安協議会の中に深部保安対策のための委員会を設けまして、可燃性ガス等の集中監視体制、また坑内骨格構造の改善等の問題を含めまして技術的見地から総合的な検討を行っているところでございまして、今後の保安対策に万全を期したい、こういうふうに考えています。

また、第二の御質問でございますが、先ほど私、概略の御説明のときにそこを抜かしまして大変申しわけなかつたわけでございまして、このマイナス六百メートル、南八番層坑道付近の作業箇所といひますのは、次の切り羽をつくるための坑道掘進をやつていたわけでございまして、マイナス六百メートル、南八番層坑道をさらに深層で進めていく切り羽が一つと、その途中から二十五号昇りと呼んでおりますが、添層で切り上りをつくるべくつておつた、これは断層の状態を把握するためにつておつた、二十五号の昇りがございまして、それから、切り羽といひましては十八号昇りの中段坑道、これも掘進中とございまして、このマイナス六百メートルの南八番層坑道というのが入気になつておつた、これから十八号昇りを経てマイナス五百五十五メートルの南八番層坑道、こちらの方に排気が行くわけでございまして、それで、その排気がマイナス五百五十五メートルのレベルの立て入りを通過して、排気坑道の方に行くというところでございまして、したがって、通気は六百メートルレベルの立て入りから入つて、南八番層を通過して、それから十八号の昇りを通つて五百五十五メートルの南八番層坑道から入つておつた、図面な

ら、御説明いたしますので、おわかりにくいので恐縮でございますが、大体そういう通気——もちろんこれに局扇通気を加えているわけでござい

ますが、そういう通気になつております。そこに三十三名の方がおられまして、そのうち負傷で出てこられた方、負傷だけで済んだ方というのは

大体において六百メートルレベル南八番層坑道の入気側で働いておられた方ではないか、こういうふうな推定されるわけでございまして、奥の方の方が死亡された、こういう推定になっております。

以上でございます。

○阿具根登君 そうすると、ここは通常ガスが非常に多いところであつたかどうか。しかもいまのお話では、何か断層に当たる危険性があるが、その方に進行されておつた、こういうようなお話ですが、断層の間隙は御承知のように一番危険なんです。一番ガスが多いんです。それをどう感知しておつたのか。現在までガスの状態はどうであつたか。さらに六名死んでおられる。これは入気側ですな、いまの説明じゃ、六名の方が……

○説明員(松村克之君) 六名、五百五十五メートルレベルでございます。

○阿具根登君 五百五十五メートルですか、これは。

○説明員(松村克之君) はい。

○阿具根登君 これが発火したと思はれる地点ですが、この六名おられたところが、そうすると、他の負傷が二名おられるところはこの図面ではこれはちょっとわかりにくいんですが、これは行き詰まりなんです。

○説明員(松村克之君) 六百メートルレベルの方が軽傷の方でございます。

○阿具根登君 六百メートルの方が軽傷……

○説明員(松村克之君) はい。

○阿具根登君 そうすると、しかしこれは、この拡大図で見ると、ここは行き詰まりになつておるんですよ。このところがよくわからない。そのうすると死亡者五名、さらに死亡者が二名、この方は、これは排気の方になつておるんですか。そこをちょっと……

○説明員(松村克之君) このお手元にあります拡大図で一番下に書いてあります死亡者一名、重傷四名、軽傷二名と書いてあります坑道が六百メートルレベルでございます。それで、通気はこのレベルを通りまして上に上がりまして、死亡者六名

と書いてあることを通つて右側の排気の立て入りの方に行くわけでございまして。

○阿具根登君 ガスの状態は。

○説明員(松村克之君) それからガスの状態でございますが、御指摘のようにこの付近は断層がございまして、したがって、いま申し上げました二十五号昇り等は断層の状態をチェックするための坑道というふうに御説明したわけでございまして、この付近はふだんからガスが出ますので、特別警戒地区といたしましてふだんから警戒を厳重にしていた地域でございます。その当日のガスの状態がどうであつたかという点については、まだ報告が参つておりません。

○阿具根登君 それ以上は、これは細部のことでまだおわかりになつておられないし、ここで論争する時間もないと思ひます。だから、これは調査団の方が調査されてこられるからこれでやめすけれども、この前の石炭関係の法案を審議する場合に、わが党から非常に強く、これから先は深部である、だから、この深部対策について特別な機構をつくれ、こういうことを強く通産大臣に迫つたはずなんです。いまさき説明のように、これでやつておるんだということなんですけれども、特に今後エネルギー対策でも、御承知のようにアメリカは十億トンの石炭を使うと言つておるのに日本は二千万トンがまだ出ない、こういう状況だということ、ずいぶんここで各党から論争されたことなんです。しかし、こういうふうに一年置き、二年にならぬうちにこんな災害が続くというところになつてくると、これはとても勤労者の意欲どころじゃなくなつてくると思ひます。現在のこういう状態の中で、どうしてこういう大きな災害が次々起こらねばならないか。いま聞いてみましても、ここはかねがねガスが多いところだつた、こういうお話なんです。そうするならば、もっと監督も厳しくやるべきじゃなかつたらうか。ふだんガスも何もないところだつたというのなら、これはまたガスもなかつたところへ突出したんだということも考えられるけれども、ふだんこういうところ

ろはガスがある。しかも断層面である。それなら、ガスが当然出るといふことは、これは予測されるはずだ。それがこういふ事故が起こったということは、やはり私は、何かそこに手抜きがあったんだ、こういうふうに思えてしょうがないんです。

これ以上私質問はいたしません、そういう状態の中で、いま聞いただけでも非常に疑問がある。こういう人命の問題ですから、これを契機にして、もう一回石炭政策を考え直してもらいたい、私はこう思うんです。そうしないと、これから先の石炭というものはわずかに二千万トンであるといつても大変な日本の資源です。それを掘り出せる人たちが安心して掘れるようにするためには、これは幌内でもこの問題は蒸し返して相当厳しくやった。それがこの六月には十三の遺体が出るというところまで来ておるとき、やっとこれで幌内は生き返るかというときに今度は別の炭鉱がまた爆発する、こういう状態は、これはきわめて残念な状態であるし、家族から見れば、これはもう本当に気が狂いたくなるほど苦しいと思ふんです。そういう状態の中で、もう一回保安対策について洗い直してもらいたい。特に、深部対策についてはもう一段ひとつ考え直す。こういう考えを通産大臣からはっきりお聞きして質問を終わりたいと思ふます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま御質問のとおりでございます。特に保安ということが最大の問題であります。就労されます方々におかれましても、安心して作業をしていただくかききやなりませんし、同時にまたその御家族に對してしても、本当に気持ちよい職場でなければならぬ、かようなことがまずもって前提になって、初めて石炭の採炭といふことが考えられるわけでありま。なかなか、御指摘のように深部掘進になりますれば、従来にも増してそういう憂えも多くなりま。かような次第で、御趣旨を十分に体し、まして、今後なお一層これらの保安並びに諸政策を進めてまいりたい、かように存じておる次第でございます。

でございます。

○桑名義治君 今回の芦別炭鉱の災害につきまして、死亡者が二十五名、負傷者が八名ということ、大変に悲惨な事故であつたと思ひます。死亡者に対して心から御冥福を祈りながら質問を少々やつていきたいと思います。

まず最初に、簡単な質問でございますが、死亡者二十五名、負傷者八名、計三十三名の全員の収容が終わつたのかどうか、まず一点伺つておきたいと思ひます。

○説明員(松村克之君) 全員の収容が終わつたことでございます。

○桑名義治君 新聞によりますと、札幌山保安監督局は四月の十八日に芦別炭鉱の定期検査を行つたと、こういうふうに載つております。そのときはメタンガスは〇・五から〇・六であつた。それで爆発危険量は大体五割ということになつていふというふうに新聞には載つていふわけですが、この新聞の報道、間違ひございませんか。

○説明員(松村克之君) 当方の記録によりまして四月の十八日から二十一日まで、札幌山保安監督局の監督官が三名巡回に行つております。このことは承知いたしております。

○桑名義治君 数字について間違ひありませんか。

○説明員(松村克之君) 数字については当方にまだちよつと資料ございませんので、はつきりしたことはわかつておりません。

○桑名義治君 さらに、新聞情報によりますと、同鉱は急傾斜で断層が多く、変化しやうい地層と、だからしたがって、警戒の必要が常にあつたと、こういうふうに報道されているわけでございますが、こういう認識が通産省当局にはあつたのかどうか、あつたとするならば、この問題に對してどのようにいままで処置をしてきていたのか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○説明員(松村克之君) 当炭鉱はガスの湧出量は多いわけでございますが、したがって甲種炭鉱に指定されております。また、特にガス湧出の多い

地域につきましては、ガス突出の警戒地区といひまして坑道掘進の際のガス抜きボーリング等の指示をいたしております。また、御指摘のとおり、この夕張炭層は非常に急傾斜の炭層でございます。また断層が多いといふことは十分私もともしも把握していただいております。

○桑名義治君 そうしますと、同じように新聞の報道でございますけれども、昨年の十二月の八日の日に大体同じ、今回の爆発の近い箇所といふふうに報道されているわけですが、第二坑南大坑道でガス爆発の風圧事故が起きた。このときは小規模であつたために一応死傷者はなかつた。こういう事故が昨年の十二月の八日に発生をしていふとするならば、しかもまた四月十八日から二十一日の調査のときにも〇・五から〇・六のガスが一応検出をされ、しかもいまお話がありましたように、ガスの非常に多い箇所であるために非常に警戒をしておつた、こういうお話でございます。

とするならば、いま申し上げましたように昨年の十二月の八日の日に一応ガス爆発の、小規模であつたけれどもいふゆる風圧事故が起きた。そして今回の事故につながつていふといふふうに考えるならば、私はここに何らかの手落ちがあつたのではないか、あるいはまた甘く見ていたのではないか、こういう危惧を抱かざるを得ないわけですが、その点はこの十二月の八日の風圧以後、どのような処置とどういふ指示を流されたのか。

○説明員(松村克之君) 御指摘のありました五十二年十二月の八日に、盲立て坑の中で側壁が崩壊いたしまして、炭層のちようど縫い目のところからガスの湧出現象が起こり、ガス爆発が発生したわけでございます。

その後監督局といひましては、十二月の二十日から二十三日までの間に五名の人員で総点検をいたしました。その後、さらに一月十七日から二十一日まで五名の監督官による点検、二月七日から十二日まで三人の監督官による点検、三月二十二日から二十六日まで四人の監督官による点検、最後にいまお話がありました四月十八日から二十

一日までの点検といふことで、監督局といひましてはできる限りの努力を払つて事故の防止に努めたつもりでございますが、またその対策といひましては、これらのガス突出警戒地区についてはガス抜きボーリング、また発破時におけるウォーターカーテンを行はせるといふような特別な安全対策を実施させてきたわけでございますが、まあ何といたしまして、今度のような事故を起こしたことはまことに申しわけございませんので、今後ともさらに努力を続けていきたい、こういうふうに考えております。

○桑名義治君 過去十二月の八日からの事故以来三回、四回にわたつて監督局から調査員を派遣をして調査をしたといふお話でございますけれども、しかしそのときの資料といふものはございませうか。変化といふものがあつた、このような状況下に置かれておつたといふ資料が何かございませうか。

○説明員(松村克之君) 監督ないし点検いたしたその記録につきましては、内容についての詳細な記録は手元にはございません。

○桑名義治君 特に、ただ単なる調査だけではやっぱりまずいと思ひます。先ほど阿具根委員からもお話ありましたように、いふゆる炭鉱の深部のガス問題といふのは非常に重要な問題でもございませうし、これはやはりいまから先の日本の炭鉱といふものが、非常に深部にわたつてきたといふことは事実でありますから、したがつてこれに對する早急なる対策を講ずる必要がある、こういうふうに考えるわけでございますが、この問題について通産当局としてはどのように考えておられますか、対策として。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまの採炭の深部移行の問題でございますが、保安対策に關しましてはなお一層万全の処置をとらなくては相なりませぬ。保安技術の研究開発に今後一層努めまされと同時に、石炭鉱山の保安規則の改正でありますとか、さらに札幌山保安監督局におきまする、特に深部保安課の新設といったような問題等

も考えられておるのでございまして、ただいまの御指摘のように特に十分な万全の措置をとってまいりたい、かように考えております。

○桑名義治君 あと詳細については、現地の調査並びにもう一步調査が進められていかないと質疑ができないわけですが、とりあえずこの補償問題をちょっと尋ねておきたいと思うんですが、現在この炭鉱はこういった二十五名の死亡者、負傷者八名、この方々に対する補償能力が現在この会社にあるのかどうか。ないとするならば通産省としてどのように措置を考えるか、その点をまず伺っておきたいと思ひます。

○説明員(松村克之君) 昨日の災害でございまして、補償問題につきましてはまだ、企業側と被害を受けられた方々のお話し合いというところまでまいっていないのではないかと申すわけですが、通産省といたしましては、これらの方々の災害の補償については、でき得る限りの補償ができるように側面から援助してまいりたい、こういうふうに考えております。

○桑名義治君 即刻いますぐに、この補償を幾ら幾らせいかという、そういう問題をばくはお話ししているわけじゃなくて、現段階においてこの炭鉱が、これは三井系統ですから、恐らく補償能力があると思ひますけれども、実際に補償能力があるのかどうか、現段階において、会社そのものが、そのぐらゐのことはいますぐに掌握されておられることだと思ひます。もしそれができないとするならば、通産省としては過去の事例から考えて、大体こういう手を打ちたいというお考えがあるならば、示していただきたいということですが、

○説明員(松村克之君) お答えいたしますが、これまでの災害におきまして、これらの補償問題等については、企業の努力によってこれを行つておりまして、まあ私どもといたしましては十分な補償ができるような行政指導をするということではないわけでございます。

今回の災害につきましては、まだ会社側から特段私どもの方にその点についての要請等もないわけ

でございますので、もしそのような補償問題についての問題が出てまいりました場合には、十分な対策をとるようという行政指導を続けていきたい、こういうふうに考えております。

○桑名義治君 まだ詳細について災害の内容がわかりませんが、この程度で質疑は打ち切りたかと思ひますが、いずれにしてももう一つたつた事故が、災害が二度と起こらないように、また日本の炭鉱はいまから先さらに深部へ深部へと進んでいかなければならない、そういう状況に置かれておるわけでございますので、災害が起こらないように最善の努力を今後とも続けていただきたい。これと同時に不幸にしてこういう災害を受けられた方々が、またいわゆる補償問題で裁判されたにないよう万全の指導体制を組み上げていただきたいことを要望しておきたいと思ひます。この件について通産大臣の最終的な一言をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘のとおりでございます。今後石炭の重要性を考えますれば考えますほどに、また条件の悪くなつておる現地の作業につきましては万全のあらゆる措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○須藤五郎君 私はきのうテレビの放送でこの報道を見ました。何と痛ましいことかという気持ちで胸が詰まったわけですが、私たちの党も石炭産業というものの対しましては心から大きな関心をもち、日本の唯一の地下資源である石炭をどうして守っていくか、どうして日本のエネルギーに占める位置を高めていくかということについては非常考えてもおるし、また頭をひねつておるわけなんです。私はあの災害の報道を聞いたときに、これどうして石炭産業が守つていけるのか、日本唯一の地下資源の石炭が守つていけるのかというここにぶつかるわけですが、

石炭産業を守るためには、何よりもそこで働く人たちの保安というものを第一に考えていかないとどうにもならない問題である。これは私の持論でもあり、また党の考えでもあるわけなんです

が、幾らわれわれが大事だと思つておつても、保安状況がこういう状態を繰り返しておるといふことは、この石炭産業を守つていくことができないんじゃないか、そういう気持ちさへするわけなんです。

というのは、私は石炭の調査に行つて穴の中へも入りました。切り羽にも行きました。そうしてそこで働く労働者がいかに苦勞し、そうしてひどい労働条件で働いておるかということを私は知つてゐる。それだけに、この労働者に対する生活の問題、あらゆる問題ですね、まず生命を危険から守るために炭鉱の保安というものをどうして守るために、そういうふうな私に考えておるわけなんです。政府にそういう問題が起こるたびに質問しますと、十分に検討してまいります。こういう答えです。炭鉱の持ち主に尋ねても同じような答弁なんです。そうしてこういうことが繰り返されておる。

一体これは、どうしたらこういう災害をなくすことができるのか、これは通産大臣にはつきりと伺つておかなきゃならぬが、この災害の責任者は企業なのか政府なのか、どうしたらこういう災害をなくして、働く人たちが安心して炭鉱で働き、そうして日本のエネルギー源である石炭産業というものを守っていくことができるのか、その基本的な考えを、この際私は、通産大臣にはつきりと伺つておきたいと思ひます。今日やられておること、これでいいのか悪いのか、どうしたらいいのか、もっと深刻に私は通産大臣並びに関係者には考えていただきたい。これが私のただ一つの質問です。これに対して私ははっきりと答えていただきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、今日の炭鉱の経営はあくまでも企業でございまして、ただいまの保安の点におきましては政府といたしまして行政指導の面で十二分にいろいろな面を行つておりますけれども、さような災害等の際におきます第一の措置は、あくまでもやつぱり企業体の方でやつてもらわなければならない、こ

ういうふうな姿でございまして。

なおまた、石炭産業というものが今後の日本経済におきます重大な要素でもございします関係から、政府といたしましてはあらゆる施策、あらゆる協力を惜しまない、かようなたてまえでございまして。

○須藤五郎君 そういう答弁はこれまでで再々聞いておる答弁です。私が聞きたいのはあなたたちの腹の中なんです。本当にやる気があるのか。今日で十分だと思つておるのか、足りないと思つておるのか。足りないと思ふならば、どの点が足りないと思つておるのか。十分だというお考えですか、今日のやり方で。どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) もちろん、なお幾らやつてもやり足りないという点でありまして、私どもはもっともっと、経営の面の改善にいたしても、あるいは技術の面にいたしても、その他行政官庁としての指導の面にいたしても、なおこれ以上全力を尽くしてその万全を期していきたい、かように考えております。

○須藤五郎君 もっとやるべきだというお考えでしよう。そうですね。

○国務大臣(田中龍夫君) エネルギーの重要性から考えまして、あるいはまた国策といたしましての行政の面からいたしまして、もっと十全を期していきたいものである、かように考えております。

○須藤五郎君 もっとやるべきだというお考えですが、そのお考えの裏は、これまででもっとやるべきものをやつてなかったということじゃないですか。それでなかつたら、もっとやるべきだという言葉は出てこないはずですが。だから、もっともっと徹底してこの問題は取り組まなきゃならぬ。言葉の上では、ああ気の毒でございまして、そういう言葉ではこの問題は済まぬと。とうとい、何よりもとうとい人の命の問題であり、そうして日本の唯一の地下資源である石炭を守つておる、この二つの大きい問題は思ひます。その点から言ふならば、もっともっと私は真剣に取り組ん

で、通産省全体として、そうして日本の石炭産業をもっともつと厳重に監督し、指導し、そして当てるべきだと、こう思うんです。

先ほど同僚が、死んだ方や傷された方に対する補償問題も取り上げられました。これまで私は災害のたびに政府並びに企業がやっておる補償の問題を見ると、はなはだ不十分、あれでは家族たちが安心して夫を炭坑の中に送ることはできないと、こういうふうに私は考えるんです。一つの石炭山を守るために、助けるためには百何十億という融資も政府はいたしますよ。企業を守るためにそれだけの融資をする腹があるならば、この災害を受けた労働者の家族たちを守るためには、私はもっと手厚い補償をすべきでないかと、こういうふうに考えておる。だから、これまでは幾らだったから今度もこうだとかあだとかいうことじゃなしに、もつと抜本的にそういう点も考えていくべきだと、こう思います。大臣、この災害をなくすためにあらゆる努力をする、災害を受けた人たちに對する補償も従来よりももつと十分のこととをやっていくと、こういうふうにここで御発言できますか。

○國務大臣(田中龍夫君) 心持ちの上では、須藤先生の御意見と全く同じような気持ちを持って対処いたしております。

○須藤五郎君 あなた行政官じゃないですか。心持ちの上ではというやうな、そんな答えではいかぬ。行政官だから実現できるじゃないですか。やる力があなたたちにあるんじゃないですか。責任もあれば権力もあるんじゃないですか。あなたが本当にやろうという気ならば、言葉の上、心の上ではというやうなことを言わずに、はつきりともつと皆が安心のできるやうな答弁をこの際すべきだ、そうしてそれを実現すべきだと、こう私は思う。私が行政官ならすぐ即刻やりますよ。どうですか。

○國務大臣(田中龍夫君) もちろん、ただいま申し上げたやうに気持ちの上では全く先生と同様でございますが、やはり行政の、法制の上から申

します一つのルールもございまして、行政慣例もございまして、いろいろなそこには軌道といふものがあるわけでございまして、その限りにおきましては、今後の保安対策につきましても、さらに補償等の問題につきましても万全を期してまいりたいと、かように存じております。

○須藤五郎君 企業を助けるため、これも企業で働いている人たちのためだといふことも皆さんおっしゃるでしょう。しかし、企業を助けるために百何十億という金が出せる政府ならば、実際に災害に遭った、命を失った人たちに對してもつと手厚く補償をすべきでないか。と同時に、こういう災害の起こらないやうに、災害が起こった山に百何十億という融資をするならば、その金を使ってそういう災害が起こらないやうに事前に補償に万全を期すべきだと、こう私は思うんです。それに對して大臣は同感ですか、反対ですか。

○國務大臣(田中龍夫君) ルールに従ひまして、万全を期してまいりたいと存じます。

○委員長(加藤武徳君) 本件に關する本日の調査は、この程度にとどめます。

○委員長(加藤武徳君) 委員派遣承認要求に關する件についてお諮りいたします。

三井石炭炭業株式会社三井別炭鉱における災害の実情調査のため北海道へ委員を派遣することとし、派遣委員、派遣期間等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に關する法律案の審査のため

め参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に關する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中通産大臣。

○國務大臣(田中龍夫君) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に關する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業の事業活動の機会を適正に確保することとは、中小企業基本法の制定以来中小企業政策の重要な柱の一つとなっております。このために、すでに昭和三十三年、中小企業団体の組織に關する法律の一部改正により、中小企業と大企業との間に生ずるいわゆる事業分野をめぐる紛争につきまして、これを当事者間の自主的努力を基本として解決するための特殊契約制度が商工組合の行う事業として創設されたところでございます。

しかしながら、以来現在までこの制度の運用実績は乏しく、また石油危機以降内外経済環境の変化により、わが国経済が安定成長への移行を余儀なくせられております中で、従前中小企業が多くの手掛けてきた事業の分野におきまして大企業の進出をめぐる紛争の発生が増大するに至りました。このやうな状況を背景といたしまして、時代の要請に合致した新しいルールをつくるという観点から、より実効の上を法制を確立すべきであるとの要請が、国会における与野党一致の決議を初めといたしまして、各方面において高まるこ

とと相なつた経緯は御高承のとおりでございます。

政府といたしましては、このやうな情勢に對処し、中小企業と大企業の事業分野の調整のあり方について中小企業政策審議会に検討をお願いをいたしてまいりましたところ、昨年十二月、新規立法の方向について各方面の意向を取りまとめた意見具申を受けたのでございます。

本法案は、この意見具申で示された方向に沿つて、関係各方面の御意見を十分に聴取しつつ、作成いたしましたものでございます。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、一定の要件を備える中小企業団体の申し出を受けて主務大臣が大企業の進出に關し、調査を行います。これによつて中小企業団体の進出情報を早期に、かつ、的確に入手し、適切な時点を選んで調整の申し出を行うことが可能となるのであります。

第二は、中小企業団体の調整の申し出を受けて主務大臣が中小企業の事業活動の機会を適正に確保するため、学識経験者により構成する審議会の意見を尊重して、勧告により大企業者の事業活動を調整することとしたこととでございます。

なお、調整の手段に關して当初の政府案におきましては、経済の効率化の達成や消費者利益の増進といった自由経済のメリットを可能な限り損なわないやう配慮しつつ、多種多様な問題に對し、機動的な調整を行う必要があるという分野調整問題の特質にかんがみ、勧告及びその違反について、勧告の遵守をより強く担保するために、勧告違反については命令を発動し得ることとする旨の修正が衆議院で行われております。

第三は、主務大臣が調整の申し出のあつた案件に關し、大企業の進出が切迫しておる場合には、これを一時停止すべき旨の勧告を行ひ得ることとしたこととあります。これにより、大企業の進出が既成事実化し、調整が難航することを防止する

ことが可能となると考えております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜りますように、ひとえにお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) 次に、補足説明を聴取いたします。岸田中小企業庁長官。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案につきまして、ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図ることは、中小企業基本法制定以来、中小企業政策の重要な課題の一つとなっております。このため、同法制定直後の昭和三十九年に中小企業団体の組織に関する法律の一部改正により、商工組合の行方事業として特種契約制度が設けられたところであります。この制度は、中小企業と大企業のいわゆる事業分野をめぐる紛争を商工組合と進出大企業との間の契約により解決することとし、行政がこの解決のための自主的努力を助長することを目的とするものであります。

しかしながら、以降今日に至るまでこの法制による紛争の処理は、契約という仕組みが中小企業者になじまないこともあって実績に乏しく、主要な紛争事例は国及び地方自治体の行政指導により解決が図られてきたのが実態であります。

この間、中小企業を取り巻く経済情勢は、いわゆる石油危機以降の内外経済環境の変化の中で質的に変容しつつあり、こうしたことを背景として、軽印刷、豆腐など中小企業が従来より多く手がけてきた事業の分野において大企業の進出をめぐり紛争が増大するに至りました。このような状況のもとで中小企業の事業活動の機会を適正に確保するため、行政がより積極的に対応し、実効を上げ得る法制を確立すべきであるとの要請が国会

を初めとして各方面において高まることとなつたわけでありまして、

政府としましては、こうした経済環境の変化に即応した新しい競争と調整のルールづくりを行う必要があるとの認識に立脚し、中小企業政策審議会に検討をお願いしたところ、半年に及ぶ精力的な御審議の結果、昨年十二月意見具申をいただいたところであります。

本法案は、分野調整のあり方に関する国民各層の合意ともいふべきこの意見具申に示された考え方に基づき、提案いたしましたものであります。次に、その概要を補足して御説明いたします。

第一は、商工組合その他中小企業者の利益を正當に代表し得ると認められる中小企業団体の申し出を受けて、主務大臣が大企業の進出についてその規模及び時期等を調査し、その結果を当該団体に通知することとしております。本法案は、後ほど御説明いたしますとおり、中小企業団体の申し出を受けて調整のプロセスが始まる法制をとっておりますので、この申し出が適切な時期に行われることが肝要であります。このいわゆる事前調査の導入は、その前提となる中小企業団体の情報収集を補完するためのものであります。

第二は、大企業の進出により相当数の中小企業者の経営の安定に著しい悪影響が生ずるおそれがある場合には、中小企業団体の申し出を受けて主務大臣が必要なる調査を行い、事業を各界の学識経験者により構成する審議会に付議し、審議会においては関係者の意見を聞きながら、論議を尽くして大方の納得のいくような調整案づくりを行い、主務大臣はこれを十分尊重して、勧告により大企業者の事業活動を調整することとしております。

なお、調整手段につきましても、政府案におきましては、自由経済体制の持つメリットをできるだけ損なわないよう配慮しつつ、また、従前の行政指導による紛争解決の経験等に照らしまして多種多様な事案についてのきめ細かい調整を行い得るよう、勧告という手段をとっておりますが、衆議院における審議の過程におきまして、調整案が

慎重な手続を経てつくられたものである以上、より強くその遵守を担保すべきであるとの観点から、勧告違反に對しまして命令罰則により対処できるよう修正されております。

第三は、大企業の進出が調整案づくりが進む過程において既成事実化し、そのため後日調整が難航するおそれがある場合には、主務大臣が大企業の進出を一時停止すべき旨の勧告を行い得ることとしております。さきの事前調査の制度と相まって、この措置により、大企業の進出を比較的初期の段階で調整の対象とし、調整を円滑に進めることが可能になると考えております。

以上、この法案につきまして補足説明をいたしました。何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員橋口隆君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(橋口隆君) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案につきましては、衆議院において修正を行いましたので、私からその趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、第一条目的の規定におきまして、「大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大」に關し調整するとありましたのを、「中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大企業者の事業の開始又は拡大」に關し調整することに改めるとともに、第三条以下における「大規模な」の字句を全部削除したこととであります。

第二点は、第五条調査の規定中、中小企業団体が調査を申し出ることが出来る事項は「自ら調査することが困難であるもの」に限定されておりましたのを、この字句を削除し、特に限定しないように改めたこととであります。

第三点は、審議会の名称を「中小企業調整審議会」から「中小企業分野等調整審議会」に改めたこととあります。

第四点は、調整勧告を受けた大企業者が勧告に従わず、その旨を公表されてもなお従わなかった場合、主務大臣がその大企業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるといふ「調整命令」の規定を第十一条として新たに設け、これに伴い、調整勧告の範囲の明確化等について所要の整理を行うとともに、命令違反に対する罰則を設けたこととあります。

以上の修正は、大企業の進出に対する調整措置の実効を担保しようとするのが主な趣旨であります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○福岡日出廣君 質問に入ります前に、今回の三井別炭鉱の災害の犠牲者の皆さんの御冥福を心からお祈りいたします。

私は、ただいま議題となりました中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案、この問題につきまして御質問を申し上げたいと存じますが、実は大臣が途中で御退席のようでございますので、まず結論から申し上げます、大臣に御質問申し上げます。

わが国の中小企業は、御承知のとおり、全企業の九九％が中小企業であるわけでございます。四百九十万とも言われておるわけでございますが、その従業員の数は三千万を突破する、全体の七六％が中小企業に籍を置いておる、こういうことでございます。製造業の出荷額におきましては五二％、あるいは商業販売額におきまして六〇％のシェアを持つておる、こういうふうなことで、わが国の経済社会に今日まで大きな比重を占めてまいりましたことはもう皆さん御承知のとおりでございます。しかしながら、経済が高度成長から低成長に移行するに伴いまして、経済の二重構造の底辺を構成するところの中小企業の環境は、まことに厳しいの一語に尽きるものがあるわけでござい

ます。特に大企業を含めた企業経営の悪化によりまして、あるいは非常に需要が激減をした、こういうふうな現状によりまして、大企業が経営の多角戦略をとってきた、そして新規事業の分野を求めて、従来主として中小企業が占めておった分野に大企業が進出してくるところの傾向が非常に目立ってまいったということは、これまた御承知のとおりでございます。

そういうことからいたしまして、今回のいわゆる分野調整法というものが取り組まれたわけでございます。いろいろ原案に対しましては、たいへん衆議院の修正案が出たわけでございますが、こういうようなことで非常に皆さんの数々の御努力によりまして、一応本日に至ったわけでございます。この分野法につきましてはそれなりの見方もございますし、意見もございしますが、時間ございませぬので……。

こういうようなことで大企業の進出に対してチェックはいたしましてこれがすべてではない、結局中小企業の体質を強めていって、そして消費者の皆さんが納得するようないわゆる取り組み方をやらなければ私にはできないと思うんです。だから分野調整法が一応現段階まで参りましたことは非常に多いと思いますけれども、それと同時に、今後さらに非常に弱っておりますところの中小企業の対策に対しまして格段の御努力をいたさきたい。

今回の中小企業白書を見ますときに、やはり中小企業はそれなりの役割りを果たしておるようでございます。小回りのきく、そしてやはり特徴あるところの地域地域の経済に生かされておる。ただ非常に何と申しますか、資本力がないということ、あるいはのれんがないということ、たゞいわず組織があるということでございます。あるいは地域の立地条件は非常にいいということでございます。あるいは小回りがきくということでございます。そういうこともあわせながら、今後は構造上の問題も加えて私は検討すべきじゃなからうか、そういうことが私は今後大きな課題として残

るのじゃないかというように考えるわけでございます。したがって今後は中小企業に対するところの取り組み方につきまして、格段のひとつお力添えをいただきたいというのが大臣に対する一応質問なんですけれども、私のお願いでござい

○国務大臣(田中龍夫君) 今回御提案を申し上げました趣旨もその御意見に尽きると存じます。が、われわれは中小企業に対しまして、特にたゞいま先生が御指摘に相なりましたように、全企業数から申しまして、あるいは就労人口から申しまして、実に国民経済上重大な問題であり、これは単に経済問題と同時にまた社会問題でもあるわけでございます。かような意味におきましてこの中小企業問題を最も重視いたし、取り組んでおるような次第でございます。また、国民経済の発展と国民生活の向上というかかる問題につきましまして、大きく貢献いたしておりますこれらの中小企業に対しまして、政府といたしまして、こうした中小企業に対し、時々その経済環境に即応した成長発展が図られますように、各般の対策を講じております。

現在、中小企業は安定成長経済への移行の中で厳しい対応が迫られておまして、政府といたしまして各般の施策を通じて、こうした事態を克服いたしまして中小企業の努力を側面から助成をいたすことが必要であると考えてございまして、同時にまた、これに対しましての万全の措置も講じたい。このために特に小規模企業に對しての十分な配慮をいたしながら、中小企業の近代化、高度化、経営の安定、診断、指導等、各般にわたりますして中小企業施策の充実を図ることといたしております。このための予算につきましても、厳しい財政事情の中におきまして格別の配慮をいたしたような次第でございます。今後とも本御提案いたしました政策を通じて、なお一層の御指導と御協力を賜りますようにひとえにお願ひ申し上げます。

○福岡日出磨君 それでは逐次調整法の問題につ

きまして御質問を申し上げたいと存じますが、先ほど申し上げましたように、安定成長というような低成長、減速経済と申しますか、そういう段階で非常に需要減と申しますか、そういうものと関連いたしまして大企業が中小企業の分野に殴り込みをかけてくる、これはあらゆる業界で見られるわけでございます。

たとえば清涼飲料界のような、コーラのときものを例に挙げても、巨大なメーカーがマスコミを通じて広告宣伝作戦によりまして市場拡大をし、そしてそのためにもうほとんど小さい中小企業というものは市場から追いやられてしまうというのが現在の実情でございます。先般来いろいろ大企業が、小さいクリーニングとかもやしとかお豆腐屋とか、そういう段階にまで殴り込みをかけているわけ、たくさんの中企業の皆さんがいわゆる方向転換せざるを得ないという、そういったような情勢が今日の要する分野法の生みれる一つの発端ともなった、かように考えるわけでございます。

ただ私はここで過去を反省してみまして、こういったような大企業と中小企業との確執というのは従来もあつたわけ。ただ非常に最近経済の変動によつてその厳しさが加わってきたために、社会問題になったわけでございますけれども、従来もこの傾向はあつたわけでございます。それじゃ、従来はどういうことであつたかと申しますと、結局例の中小企業団体法によりまして、あるいは商調法とか市場関係の法律とか、そういうようなことで、いわゆる行政指導を主にし

て今日までやってこられた。ところが私がずっと調べてまいりますと、たとえばどういふことかと申しますと、商調法であつてせんされた件が二件あります。あるいは昭和四十五年から五十年までの五十年間におけるところの行政指導は四十件に満たないということでございます。こういうようなことでございしますが、あるいはまた中小企業団体の組織に関する法律の一部改正ですか、とにかく中小企業の団体の特殊契

約という、いわゆる商工組合の関係の特殊契約という方法でもつていろいろ指導されたわけでございますが、この制度は中小企業と大企業の事業分野をめぐる紛争を、商工組合と小さい企業との間の契約によつてこれを解決をする、こういうことが行政指導というふうな面でもたらされたわけでございますけれども、今日までこの適用を受けた案件は一件もない、こういうことが実情じゃないかと思うんです。

そういうことを考えますと、いままでこの問題に対しまして、行政指導というのを押し出されたりおりましたけれども、実質的の取り組み方はなかつた、こういうことを私が申し上げても過言じゃないからうと、かように考えるわけでございます。だから私はこのいろいろ御苦労いただいた御当局の、これに対する考え方をひとつ、まずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) ただいまお話にもございましたように、大企業の進出によつて中小企業が打撃を受ける、こういうことに関する問題というのは大変古くからあつた問題でございます。現にそれを受けまして中小企業基本法の中にも十九条という特別の条文が設けられたという経緯があるわけでございます。十九条の基本法ができてから翌年に団体法の改正をいたしまして、いまお話にございしましたような特殊契約制度を設けて、大企業の進出問題についての新しいルールづくりも行つたわけでございます。ただその後の運用実績を見ますと、お話のようにこの法律を直接に利用したケースはほとんどないという実態でございますが、他面、問題がいよいよ出てまいりますと、実は法律によらずに事実上の行政指導で問題の解決が図られてきたというのが実情ではないかと思つております。

これは特殊契約制度というのがなかなか使いにくい制度であるということに加えて、やはり問題が起こったときにすぐ行政官庁あるいは都道府県知事に駆け込んで、問題の解決を図る方がより迅速であるというところが恐らくその背景

にあったのではないかと思っておるところでございます。私どももたくさん案件を手がけてまいりました。総じて申しますと、従来やっていた行政指導はそれなりの成果を挙げたというとも言えるかと思っております。ただ案件は次から次へとまだ現在も起こっている最中でございます。特にこれから安定成長の時代に移ってまいりますと、一層問題が起こりやすい事態になつてくるかと思ひますので、やはりこの行政指導というやうなやり方だけにとどまらず、もつと一本筋の通つた法的な裏づけのある体制をつくるということが実情に即した考え方ではないか、かういふやうな考え方のもとに新しい法律の御提案を申し上げたいという経緯でございます。

○福岡日出廣君 行政指導の問題につきまして、それなりに非常に御苦労なされたということはおわかります。ただ、最近いろいろ紛争を起こしております問題といたしましては、軽印刷の問題とかあるいは青写真とか、あるいは紙器関係とかダンボール、それから理化医ガラスとか豆もやしとか、そういうやうな、いろいろございますが、かういふやうな紛争事件につきまして、結論的に申し上げますと、たとえば軽印刷業のやうないわゆる進出企業側が行政指導によつて一応話し合ひの場はつくつた、かういふことですけれども、次々にチェーン方式に展開をしてきた、そして実情はやはり変わつておらないというやうな例も出てくるわけでございます。

あるいはまた、先ほど私漏らしましたけれども、昭和四十八年以来、大規模店舗法というやうなことでいろいろ御指導をいたしておられますけれども、この問題につきましてもやはり末端にまゐりますと、大型スーパーの殴り込みによりまして非常に混乱をしておる、かういふやうなことをいろいろ考へてまいりますと、やはり非常に何か大きな欠陥があつたんじゃないか、それが今度法律が生まれた大きな一つの原動力となつたと、かう考へておるわけでございます。かういふことでございますので、いま申し上げました、私はこ

れはまあ言い過ぎかもしれませんが、ひとつ十分御参考にしていただきまして、そして今後、分野調整法の運用については格段の努力を、取り組み方をひとつしていただきたい、かように考へるわけでございます。

まず、本文に移りまして、今回の分野調整法に業種指定と、かういふたやうないわゆる小さい業者からの強い要望があつたにかかりませう、業種指定が入つていない、このことは、いままでの例からいいますと、以前実はいわゆる行政指導を中心としていた場合はどうもやっぱり物足りないやうな、危なげなやうな感じがかる一つの私は要求じゃないかと思う。いろいろこれには事情があるかと思ひますから、その事情についてもまたお伺ひしたいと思ひますが、私は極端なやういふたやうな業種に對しては、やっぱりある程度これは認めていくべきじゃないのかというやうな感じがいたします。非常に今回の修正案を、結論を見ますと至れり尽くせり、いろいろ私どもが、命令、罰則というやうなところまで行き届いたんでございすが、ただ、それだけではやはり徹底できないんじゃないかというやうな感じがいたしております。本當に困つた零細な業種、業界に對しては、やはり業種指定ということと、ある程度私は取り組むべき問題じゃないかと、かように考へておりますが、それに対する御意見をひとつ承りたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 大企業の進出につきまして何らかの規制をするというときに、業種の指定をするというやり方がとれば、一番ある意味では直截簡明でございますし、現に中小企業団体からもそういう考へ方がとれないかということと大きな声があつたことも、私も十分承知いたしております。実はこの問題は私も中小企業政策審議会でルールづくりを考へましたときにも一番大きな問題であつたわけでございます。ただ、議論をいたしてみますという問題がございます。

一つは、やはり競争政策上どうであらうかとい

う問題が指摘をされました。しかし、それと同時に、私どもとして実際問題、この業種指定というやり方がむしろかかしく思つておりますのは、実務上の問題でございます。大企業が進出して中小企業が打撃を受ける、これがこの問題の出発点になるわけでございますが、果たして大企業がどういふ業種へどういふ出方をするかというのをあらかじめ予想するわけにはいきませんので、その予想さえ立てられればあるいは指定ということも可能かもしれません、その予想が立てられないという点が一つの問題かと思ひます。

同時に、そういうやうな難点があるならば、少し幅広く業種を指定しておけば解決できるんじゃないかというやうな意見もございました。そういうやうなやり方をやりますと、たとえば製造業の中で中小企業の出荷比率が七割以上を占めて業種どのくらいあるかということをお教えしてみますと、全体の業種数五百四十七の中で三百二十七と、かれこれ六割の業種が、製造業の出荷比率の中で中小企業が七割を占めるという業種に該当するわけでございます。これらの全体の業種の六割の業種について、一つ一つ大企業の進出をチェックするということは物理的にも不可能でございますし、またそれを行うまでは経済の進行をとめるというやうなことも、何か一種の統制経済に入つたやうな感じがするわけでございます。こゝろで、こゝろのこととやはり実情に沿ひにくいのではないかと、こゝろに考へたわけでございます。

で、先生のお話のございましたやうに、もつとしばしばルールづくりはできないかというやうな点も私も考へてみましたが、実際に起こつております紛争は、態様もまた進出業種もなかなか予想もできないやうな業種について起こつておりまして、なかなかしばしば指定ということもかえつてむしろかかしく、しばしば指定しただけ思ひもかけないところで問題が出て、解決の道具が用意されないというやうなこともなりかねない、こんな点が議論になつたわけでございます。したがって、御質問の趣旨は十分私も理解をして

おるつもりでございますが、法律の形にするときには業種指定というやうなやり方は避けることにいたしました次第でございます。

ただ、それは申しまして、問題が起こる前に何か歯どめができないかということが業種指定の基本的なその考へ方であらうかと思ひますので、私どももいたしましては、問題が起こつたらなるべく早目に問題をキャッチをし、そしてそれに対する解決の手段を探るというやうな対応をできるだけ努力をしていきたい、こゝろ考へまして、政府から提案いたしました原案の中にも、事前調査という条項を特に用意をいたしまして、調査の段階で政府としても協力をすると、また、一時停止勧告というやうな措置を設けまして、既成事実が進行することを防ぐ、かういふやうな措置を別途講じておるところでございます。なお、それに先立ちまして私どもは五十一年度から分野調整に関する特別の専門官を用意をいたしましたし、また各商工会議所、商工会並びに中央会におきまして分野問題に関するモニター制度を用意をいたしまして、これらの方々がなるべく問題を早くキャッチをするというやうなことにしても一応の体制の整備をいたした次第でございます。

以上のような経緯にありますことを御理解を賜りたいと思ひわけでございます。

○福岡日出廣君 まあいろいろ業種指定がなかなか実際問題としてむづかしい、こゝろ御意見につきましては私もよく承でるわけでございます。ただ、いままでの経過からいいますと、やはりそういうやうな非常に厳しい業種に對しての考へ方というものは、やっぱり何かそこまで考へぬといふかぬじゃないかという私の気持ちはまだ現在も変わりません。いづれにいたしましても、まあ今回の法案がいわゆる事前調整の規定ができたと、いろいろ問題が起こる前にひとつ取り組むという非常に前向きな姿勢、あるいは主務大臣の命令規定、罰則、勧告が加えられる、あるいは大企業の進出をあらかじめ規制するの非常に実効が期待できると、かういふやうな制度につきまし

ては非常に私は多とするわけですが、い
ずれにいたしましてもこの運用を特にひとつ厳し
くやっていただきまして、そして大企業の無秩序
な進出を規制すると、こういうふうなことで実
効を上げていただきたいと、こういうことを願
いを申し上げるわけでございます。

次の問題は、今回のこの規制の中に生活協同組
合と農協が入ってこない。生活と農協の進出規
制という問題についてはどういうお考えなのか、
この点につきまして一応御意見を承りたいと思
います。

農協、生活協のこの事業活動、両方ともこれは非
営利法人であるということからそういうことにな
ったと思います。しかし、現在の実際の現状を見
ました場合には、必ずしもいわゆる非営利法人だ
とは私は断定できないんじゃないかと。員外利用
が公然と行われておると、まあ員外者に対しま
しては結局売らないというたてまえのものが、農協
にいたしましても公然と行われておる。あるいは
公然と広告が出ておるわけですね、あるいはチラン
が入っておる。それでよく見ると、何かすみっ
に「会員の皆様」と、こう書いてある。

そういうことをいろいろ考えました場合に、農
協と生活協というものは税制の面からも非常に優遇
を受けておるわけですね。ちょっと調べてみます
と、どういふことかと申しますと、法人税にいた
しましても、普通法人の場合は年所得七百万以下
の所得に対しては四〇％、こういうことですが、
協同組合の場合、あるいは公益法人の場合は二
三％。あるいは事業税の場合も七百万以上に對
しましては一般普通法人は一二％でございますけ
れども、協同組合関係につきましては八％であ
る。七百万円以下の場合には普通法人は九％、公益
法人、協同組合は八％であります。それから支払
い配当がある場合は普通法人で二％、公益法
人、協同組合は九％である、こういう異常な格
差があるわけですね。そういったような協同組合の
場合には印紙税が要らぬというふうな、あるいは
地方税におきましても特別の恩恵措置があると、

こういうふうなことでございまして、もちろん本
当に申し上げましたような非営利法人であるとい
うことで、法を固く守っておれば私は何も申しま
せん。しかしながら、やはり一方ではそういう優
遇制を受けながら、一方では員外に対して、員外
利用の制限があるにもかかわらず、どんどん商
行為をやるという、いわゆる営利主義でやっている
のが現状です。

そうすると、現在中小企業が置かれている立場
は、一方からは大企業から攻めてくる、一方から
は農協、生活協が突き上げてくる、こういった非
常に私は気の毒な立場にあると思うんです。だか
ら、そういうことがいままで余り強く取り上げら
れておらないというところに問題点があるんじゃない
かと思う。だから、先ほど申し上げましたよ
うに、日本経済の、特に地域経済の一端を担って
おるその中小企業のあり方に対しては、私は
冷淡過ぎるんじゃないかというふうな感じを持
つわけですね。ちょうどある町の商工会の会員の約
二七％ぐらいが所得税の対象になっておりまし
と、そのまた一八％ぐらいがやはり事業税の対
象になっている。そういったしますと、事業税のこ
とともやはり中小企業であつても、商工業である
がために事業税の対象にもなり、所得税も税率が
高いという矛盾がある。あるいは地方税も恩恵が
ない、こういうふうなことで、この点については
非常に私は問題だと思つておる。

したがって、いま申し上げましたような意味
で、規制の中に生活協、農協というものは、常識的
に考えてどうしてもこれは入れるべきものだと、
私はそういう感じを持っています。もしそれができな
いというのであれば、法律に書いてございませ
うな員外利用の取り決めに、もっともとて厳重
にやっていくという考え方が出なければ大きな片
手落ちだと、かように考えるわけでございます。
いままで中小企業特に零細企業が組織がなかった
ということでも今日までそういう発言がなされな
かつたということもありましょう。しかし、現在相
当、会派所あるいは商工会あるいは協同組合あた

りができまして、やっぱりみんな勉強し出した、
われわれだけこういつたような待遇をどうして受
けるだろうというふうな疑念が出てきたというの
も事実でございます。

そういうふうなことは別といたしましても、と
にかく法律をつくる場合に、こういつたような片
手落ちでないものだろうかと、こういうふうな感
じを私は持つものでございまして、これに對しま
す長官の御意見を伺ひたい。

○政府委員(岸田文武君) 私ども中小企業をお預
かりしてございまして、やはり最近生活協、農協の問
題につきましましていろいろ各地でトラブルがある
というのを承知をいたしております。この法律に
おきまして、生活協、農協等の非営利法人を適用除
外にいたしましたのは二つの理由がございまして、

第一の理由は、生活協、農協問題と言われており
ます問題のほとんどが、この法律では一応適用除
外にいたしております小売りの関係で発生をして
おるといふことが第一の理由でございまして、

それから第二の理由といたしましては、いまお
話の中にもございまして、生活協、農協法を見
ておきますと、員外利用についての規制がそれぞ
れ一応用意をされております。特に生活協につきま
しては、員外利用は原則としても特別に許可を要
するといふような形になっており、しかもその許
可をするに当たっては、中小企業への影響を十分
配慮して許可をするといふような実態に相なつてお
るわけでございます。したがって、やはり生活
協あるいは農協について問題が起るとすれば、や
はり根拠となつております生活協法あるいは農協法
を活用しまして、それがうまく運営され、結果と
して中小企業に打撃を受けないように配慮される
といふことが基本ではないかと思つたのが第二の
理由に上げられるかと思つておるわけございま
す。

ただお話にもございまして、現に問題が
起つておるといふことは事実でございまして、し
たがいまして、私どもはそういった実態を、生活

を担当しております厚生省、あるいは農協を担当
しております農林省に十分伝えまして、やはり主
務官庁としてできるだけの協力をいただきたい、
また問題があれば一緒に相談をするというふうな
体制、これはもう少し強化する必要があるのでは
ないかと私どもも思つておるところでございま
す。

○委員長(加藤武徳君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、休憩いたします。
午後一時より再開いたします。
午前十一時五十七分休憩

午後一時一分開会
○委員長(加藤武徳君) ただいまから商工委員会
を再開いたします。
午前に引き続き、中小企業の事業活動の機会の
確保のための大企業者の事業活動の調整に関する
法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○福岡日出廣君 それじゃ、午前中に引き続きま
してお尋ね申し上げたいと思つておりますが、今度の法
案の中には小売業を除外してあります。第十四条
の「適用除外」、小売業はその他の法令でもって十
分第六条の一項の規定のいわゆる事象発生を回避
できると、こういう意味からの除外だと、かよう
に考えられるわけでございますが、中小企業の政
策審議会の意見具申の中においても、事業運用法
の対象外にすべきであると、こういうふうな答申
になつておるようでございます。そういうふうな
ことでございまして、それじゃ小売業は除外して
商調法あるいはその他の法律でもってこれができる
と、こういうふうなお考えのことだと思つてござ
いますけれども、これにつきましましてのいきさ
つをひとつ御答弁いただきたいと思つております。

○政府委員(岸田文武君) 小売商に關しまして
は、御承知のとおりすでに昭和三十四年に小売商
業調整特別措置法が制定をされておりますし、ま
た近年に至りまして大規模店舗法が制定されてお

る、かような次第でございまして、いわば大企業の進出に伴う小売商に關連する諸問題については、すでに小売商の分野法とも言うべきものが用意をされておるといふことから、今度の御提案を申し上げております法律の中では小売商は適用除外にいたしまして、特に小売商は御承知のとおり製造業などと違ひまして商圏が非常に狭く、また地域との密着性も強いという特殊性がございまして、調整を行います場合にも、いま御提案申し上げておる法律のような全国的な調整というよりは、むしろ地方的な調整を行う方が実態に即した解決ができるのではないかと考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたいわゆる商調法におきましても、都道府県知事があつせん、勧告、調停を行うという道が用意をされておりますし、また大規模店舗法におきましても、まずは商工會議所あるいは商工会等に置かれております商業活動調整協議会において地域の実情に即した解決の道を探るといふような道具が用意をされておるわけでございまして、こういったような地域的な調整というやうなやり方が小売商の場合にはなじむのではないかと、いふこともその背景に挙げられるのではないかと、思つておるところでございます。ただ、御承知のとおり、小売に關してはいま申し上げましたような諸法制が用意されておりますものの、現に各地でいろいろの問題が起つておりますことも承知をいたしておりますし、また法律制定後若干の年月がたつておりますというその間の経済的情勢の変化というものの、頭の中に置いておかなければならないと思つておるところでございます。したがって、当面は大規模店舗法あるいは商調法につきましても、極力運用の改善を行つていきまして、問題の解決を少しでも図つていきたいと思つておるところでございます。

○福岡日出磨君 それでは、小売業については大店法及び商調法で調整措置ができる、こういうことでございませうか。

○政府委員(岸田文武君) 小売商の問題に關して

は、その法律を活用することによつて問題の解決を図る道具立てが用意をされておる、こう理解をいたしております。

○福岡日出磨君 私、いろいろなしまして、これを省いて、大店法あるいは商調法でも調整困難である、現在の段階では私は可能であるという見方はとり得ないわけなものであります。そういうようなことでございまして、もしそうであるとするならば、大店法のいわゆる改正をやる、あるいは商調法の内容充実をやるということが前提でなければ、これを今回の法律から除外するということについてはどうもおかしいじゃないかと、こういうようなことを考えるわけでございまして。

たとえば大店法が、現在の段階では三千平米以上あるいは普通都市で千五百平米以上がチェックの対象になる、そういった基準面積から取り組んでみましても、現在各地に起つておる状況といふものは、いわゆるぎりぎりまでやつておるんですね。小さい都市でぎりぎりまでやつておる、千五百平米から千四百八十五平米ぐらゐまでやつておる。ところが、それも通路とかいろいろそこにごまかしがあつて、実際には千五百を超えるやうな段階も、これも常識的でないかっこうになつておるわけなもので、それだけいままでの大店法の運用というものがルーズであつた、こういうことが言われる。

それからもう一つ非常に心配なのは、非常に大型スーパーなんかの殴り込みが大きいということ。結局各地を見ましても、むしろオーバーストアと、こういうやうなことが言えるんじゃないか、そういう言葉を使つた方がいんじゃないか、というやうなことでございまして、そういうやうなことですから、大型の出店が各地にできて、それでオーバーストア、もうとにかくあつちこちでもストア同士のけんかになつてくる。従来の一つの田舎のストアあたりでは一つ二つの目玉商品を使つて、それによつて拡大をするという一つの政策があつたわけ。ところが、最近の実情から申し上げますと、非常にそういうやうなストア

がふえたためにストア同士のいわゆる出血乱売だ、こういうやうなことになる、中にはやっぱりつぶれかかつておる出店もあるわけでありませう。そういう出血作戦の飛ばつちりを田舎に至るまで小さい業者が受けておるといふのが私は実情じゃないかと思つておる。

たとえば、私は佐賀県でございましてけれども、佐賀県の例で申し上げても、日祐というスーパーがありまして、この神埼の店が千四百八十四平米、武雄にまたできたやつが千四百八十五平米、白石にできたのが千四百八十五平米、もう續けて同じ店が三カ所に大きな店を出した。あるいは壽屋が小城に千四百九十平米ぐらゐ、そのためにいままで小さいスーパーがあつた、多分出てきておつたスーパーが上手上げて引つ込んだ、逃げ帰つた、こういうことなんです。あるいは主婦の店その他いろいろありますけれども、とにかくメジロ押しにそういうやうな大型のスーパーができてきた、しかも出血乱売をやる、こういうやうな非常に混乱した段階ですね。それからこれは私が申し上げるまでもなく、非常に地方行政の面から見てもこれが問題になりまして、いまもうむしろ大きな社会問題になつておる。地方自治体で大型対策として条例制定をしたのが県では熊本、それから市町村では九市町村がある。それからもう一つは、要綱をつくつて指導しておるところが県で十七、それに十五市町村、これは四月三十日現在であります。佐賀県なんかはその後またできましたから、各地でもさうだろうと思つておるけれども、そういうやうなところで混乱を起しているわけ。先般、関東知事会からこれに対する要望書が来たわけでございますが、そういうやうなことで非常に混乱の極に達しておると、こういうことでございまして。

したがつて、いまの分野法でこれを調整をするというものでないならば、早い時期に大店法の改正をして、それでやつていただきたいと、これが私の考え方でございます。と同時に、また商調法の問題にいたしましても、十五条ですか、十五条

の三号ですか、十五条は「都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。」と、その中の一号が、生産者の直接小売あるいは卸売が直接小売をする場合、前号のほか、中小小売商以外の者の行う一般消費者に対するところの紛争、こういうやうな項目があるわけ。だから、こういう面につきましても、いまの第三号のごときは中小企業以外のということになると、大企業が行う行為、しかも一般消費者に売るといふことでございまして、いまのあのスーパーがその行為について、こういうやうな問題について従来何もとられてなかつた。こういうことでございまして、

から、いわゆる商調法の運用を特に強化をしても、あるいはいろいろまた改正の必要も出てまいります。これは一応いろいろ議論が出ておるところでございますが、そういうやうなことで早急な対策が必要だと、かように考えるが、これに対する長官の御意見を承りたい。

○政府委員(岸田文武君) いまお話しございましたやうに、大規模店舗法におきましては、政令指定都市で三千平米以上、その他の都市において千五百平米以上の店舗で小売業を始めるときに一定のルールによつて調整すべきこととされております。従来の運用実績を見ておると、いろいろ問題はありますが、こういう基準面積以上のところにおきましては各地の実情を踏まえたやうな一応の解決が行われ、それをもとにその町の流通秩序づくりが進められておると思つておるところでございますが、いまお話しもございましたやうに、最近基準面積以下のところでもいろいろの問題が起つておる、またこの問題をめぐつて小売商の側も非常に神経をとがらしているという実情にありまします、私も十分承知をいたしておるところでございます。

大規模店舗法ができます際に附帯決議がござい

まして、この基準面積以下のところにつきましても適切な行政指導を行うべきことというものが要請されておりますので、私どももこの基準面積以下の出店につきまして、私どものものとして問題をキャッチするごとに、その都度行政指導のような形で解決に努力をいたしましたところでございますが、何せ最近では非常に件数が多くなつてまいりまして、お話にもございましたように千四百何十という基準すれすれの店が各地に出てきておる。しかもそれに加えて、従来は大規模店舗といえは大体大都市に進出するというのが通例でございましたものが、最近では小都市にまで進出してくる。そうなりますと、大都市であればその問題にならないようなことでも、地方の小さい町の小売店にとっては非常に大きな死活の問題にながかりかねない、こういう問題が出てきておるように思っております。

こういった問題に対応いたしまして、いまお話にもございましたように条例をつくる、あるいは要綱によつてルールづくりを行うという傾向が最近出てまいりました。これにつきましては、私どもも非常にその取り扱いをどうするかということが一つのこれらの流通政策上の大きな問題ではないかと思つておるところでございます。条例によつて処理をするというのは、いわば大規模店舗法に関する一種の補完措置としての役割りを果たすことが期待されておるのではないかと思つておるわけでございますが、ごく最近の事例を見ておりますと、たとえば三百平米であるとか、あるいは五百平米のお店についても、ある種の規制を加えようというふうな動きが出てきております。この点につきましては法制局にもいろいろ問い合わせをいたしましたところ、先ほど申し上げました基準面積がある程度下回るものについて、地方の実情に応じたしかるべき規制を考へることはあながち違法とは言えないという答えをいただいております。ところでございますが、問題は、いま申し上げました、ある程度下回るといふような点、どの程度までのことを具体的に考へるべきかという問題がさらに新

しく出てきておるのではないかと感じておるところでございます。

以上申し上げましたような現実の問題点を踏まえまして、私どもとしてもいままでの大規模店舗法のルールづくり、その中における運用の改善、こういったことはそれぞれ従来どおり進めていきながら、さらに新しい課題として、いわゆる基準面積以下の問題について、この際もう一度全体の小売政策の中でどういう位置づけを考へていくのか、あるいはこれからのルールづくりをどうしていくのか考へ直して見るべき時期に来ているのではないかと、これは中小企業庁自身の感じでございますが、そう受けとめておるところでございます。今後産業政策局等とも打ち合わせをしながら、小売商に関する各種の規制の問題につきまして、少しじっくりと腰を落ちつけて小売商の将来という問題あるいは小売商業の将来のあり方、他方で消費者の利益の確保、さらにまた流通秩序の維持、さまざまな課題を念頭に置きましてルールづくりの問題につきまして、できるだけ勉強をいたしてみたいと思つておるところでございます。

○福岡日出磨君 大店舗法の改正についてはじつくり腰を落ちつけて慎重を期してひとつやりたいと、こういうことでございますが、先ほど申し上げましたように、末端の実態、これをもうはだで感じておりますと、どうも私は大店舗法の強化というものが優先するのではないかと。今日ここに至りまして分野法でやらないということになると、大店舗法でひとつこれを取り組んでやるということではなければいけません。末端の自治体が、いま申し上げましたような条例をつくるのか、要綱でなにするのかというところで、いろいろ各県のそれぞれの実情によつて基準面積もつくつておるようです。それだけに非常に厳しい段階を早急にやらなくちゃいかぬからということ、県としても、あるいは県議会あたりでも、まあ中央の情勢よりもむしろ大急ぎでやるというかつこのことが多いんじゃないか。私どもの立場からいた

しますと、各県ばらばらということではなくて、むしろ政府がある一つの基準をつくつておいて、その基準に沿つた一つのあり方でこれは持つていくべきじゃないかという感触を持つわけですね。

まあいろいろなでございますが、一つの例をいいたしますと、最近いわゆるスーパーの進出というふうなことで、神奈川県藤沢市あたりでも大型店が一時に多数出てきたために、市内の小売業の売り場面積が、二十万平方メートルの半分の十平方メートルが大型店によつて占められておると、こういうような状況になつておる。市の再開発ビルの大規模店誘致に、地元の小売業者ばかりではなくて既存の大型店が大反対運動を起しおるという事例もあるわけなんです。いわゆる大型店同士の競争がいかに激しいかということ、あるいは出血競争がどうして激しいかということがおわかり願ふと思ふんです。こういうふうなことで、地元の小さい商店はこれほどうしても対抗できないというのが現在の実情でございます。いろいろなことでございますが、先般中小企業白書が出たわけでございますが、その白書にも大企業が中小企業分野への進出は、小売業ではこの三カ年間に四四・八%を超えた、こういうようなことが出ております。製造業、卸売あるいはサービス業と比べて最も高い数字になつておるんじゃないかと、こういうようなことを考へますと、いま申し上げましたことが非常に緊急な対策として考へられるべきじゃないかと、かように考へておるわけでございます。ただいまの御意見ではございますけれども、再度ひとつ再検討していただいて、そしてわれわれ議会としてもこれはひとつ大いに掘り下げまして緊急対策を講ずべきだと、かように考へておるわけでございます。この点についてはひとつ特に御配慮をいただきたい、かように考へるわけでございます。いろいろ先ほど衆議院の委員会の附帯決議について、かなり前進した修正が加えられたわけでございますので、分野法自体といたしましては非常に

に強力な決め手ができたというふうな感じを持つわけでございますが、しかし、結論から申し上げますと、私が先ほど大臣に申し上げましたように、要するにこういうふうな分野法でチェックをするとか、あるいは大店法を強化をしてチェックをするとか、こういうことは消費者という問題を考へました場合は、いわゆる小規模企業の段階から申し上げますと緊急避難というふうな問題にしかならない。どういうことでひとつ対抗できるような、いわゆる消費者の皆さんが本当に御理解願ふような対抗策ができるかということ、いろいろ田舎でも反対運動をしながら、少し消費者の批判を受けるということになりますと、やっぱりみんな反省しておるようです。だから、私ども必ずしも田舎で、あるいはたまたま末端でもって条例をつくるということでは賛成ではございません。いわゆる緊急避難的だ、こういうふうな解釈をいたしております。が、しかしながら、いわゆるそういったようなチェックはチェックをすることにして、本当に抜本的ないわゆる中小企業対策というものがとられなければ私はいまの分野調整法が本当に生きてこないんじゃないか、こういうふうな感じを持っておるわけでございます。先ほど申し上げましたようないわゆる小規模企業は組織の力というものが唯一の宝でございます。資本力もなければ、のれんの力もない。やつと現在そういったような小規模企業の段階で組織が強化されてきた。この組織を利用しながらひとつ近代化なりあるいは合理化なりあるいは構造改善なり、そういうことに取り組むような方向に私はやつぱり持つていくべきじゃないかと。

先般私はドイツに参りまして、ドイツのエデカ協同組合でもっていわゆる自由競争原理を取り入れながらこの問題に取り組んでいる実情を見たわけでございます。十年前のエデカ協同組合はいわゆる小売業者がつくった共同仕入れの協同組合だつた。それからいつ、協同組合というふうなことで、おんぶされがちなところを、今度参りましたときには、やつぱり目玉店舗をつくる、目玉店

舗に対してはその店舗長が二〇%出して、あと八〇%をエデカ協同組合が出資する。それで結局、店舗長の責任においていわゆる競争原理を利用しながらやらせるんだと。そして八〇%のいまの出資に対しては十年間で返済をするというふうないわゆる活力を持たせた一つのあり方をやっておると。こういうようなことが私はいわゆる自由経済の中では非常に何かお手本になるような案じゃないかろうかということで見えてまいったわけですが、いずれにいたしましても抜本的ないまの小規模企業対策というものがとられなければ、私はただチェックだけでは解決できない問題じゃなからうか、かように考えるわけでございます。

そこで、たとえばそういったような組織を利用してもう一つ考えなくちゃいかぬのは、現在農業団体でございますと、いまの協同組合というふうなことからいたしまして、あるいは購買事業をやる、あるいは金融事業をやる、こういうふうななかで経済行為がやれるわけなんです。しかし、いまの商工団体の段階では、いまみたいななかで経済行為が補助団体というふうなことで全然経済行為がやれない。したがって、いまの対抗できるようないわゆる経済組織というものができないというのが私は実情じゃないかと思うんです。だから、もう少し突っ込んで申し上げますならば、やはりそういったような組織を頼りにしておる小規模企業者が生き抜くためには、その組織が、組織であるその団体がある程度経済行為ができるような、その経済行為に対して国がある程度長期低利資金を出すとか、あるいはいまの近代化資金、あるいはまたそういったような合理化資金あたりも出して、そしていわゆる組織化をしなからこれを育て上げていくということでなければ、私はいまの浮かぶ瀬が出てこないんじゃないかという、これは私だけの考え方でございますが、持っておるわけでございます。だから、そういう意味からひとつ今後の小規模企業対策といたしましては本当に愛情のある、ひとつそういったような

対策が私は望ましい、かように考えるわけでございます。これについてひとつ御所見を伺いたい。○政府委員(岸田文武君) 冒頭にお話ございましたように、日本の経済の中で中小企業というのは非常に大きな役割を占めております。日本の経済が戦後世界的にも注目をされ、また驚嘆されるような発展をした陰にありまして、中小企業の果たした役割というものは非常に大きかったのではないかと私は思っております。そこでございます。それがなかったならばいまの繁栄もなかったんであるとすら思っております。でございます。日本の中小企業は、冒頭のお話にもございましたように、非常に機動性もあり、また適応力も持つておる、また経営者自身も非常に努力をしたということ、また底力は非常に大きいものを持つていながら、小さいながらもゆえにいろいろなハンディキャップがあることは事実でございます。そのハンディキャップを何とか少なくしながら、中小企業が持つていくべき活力をいかに引き出していか、またそれを伸ばしていくかということが中小企業政策としては大きな課題であらうと思っております。今御提案申し上げております法律は、先ほど申しましたようにハンディキャップを少しでもなくしていくために用意をされた法律でございますが、その基本的な気持ちとしては、やはりいま御指摘もございましたように、本当は中小企業はやはり一般の需要家、特に消費者の方々に愛され、また親しまれ、信頼されるような伸び方が必要でございますし、またそうあることが当然であると思ひながら、それに対応するのとまがないような形で大企業が出るのを一時チェックをして、そしてその時間を利用して大きく中小企業自身も伸びていただく、こういうふうな姿を持っていきたいというのが本当の気持ちであるわけでございます。今回御提案申し上げております法律の中でも、合理化に関する指導に関する条文を特別に用意をいたしました。私どもはこの条文をできるだけ生かしていきたいと思っております。また、この法律

では直接適用の外に置いておりますが、小売商についても同様の考え方を基本的には持つておるところでございます。一方で大規模店舗の出店についての調整を考へる、これは現実の問題として必要であらうということは十分認識いたしておりますが、それと同時に、やはり小売商の方々が消費者に愛され、信頼されるという姿に持つていくことがどうしても必要でございます。そのためにどうしたらいいのかということ、やはり基本的にはいま御指摘ございましたように、組織の力を通じて伸びていくということが一番大きな柱になるのではないかと思っております。でございます。

アメリカの戦前の不況期におきまして大規模店舗の進出が大きな問題になったときに、それに対する規制が議論されると同時に、やはり小規模企業、特に小売商の方々が生き延びるための手段としてボランティアチェーン運動がスタートをし、そしてそれが今日では非常に大きな地位を占め、もはや大規模店舗との競争というふうなことが大きな社会問題にならなくても済むようになったというふうな事例は、十分私どもとしても参考に必要があるのではないかと思っております。でございます。ヨーロッパの事例もお話ございました。ヨーロッパにおきましても加工食品の相当部分が独立小売店の組織を通ずるボランティアチェーンによって行われておるというふうな事例、これも私どもとしては十分参考に必要があるだろうと思っております。それと同時に、小売商の段階ではもう一つの組織化のあり方として商店街の近代化の問題があらうかと思っております。これは、ボランティアチェーンが業種別に横につながっていくという組織であるのに対して、商店街の場合には地域的につながっていく組織としての役割を果たすんだらうと思ひわけでございます。こういった縦と横との組織化を通じて本当に信頼されるような小売店づくりをつくるということは、一方で規制の問題を考へると同時に、それとあらず重要な課題である。したがって、今後私どもは、小売商の問題を

本格的に考へるということを先ほど申し上げましたが、その際にはこういった面での助成策、対応策、また小売商の方々の盛り上がりというものをお手助けするための方策、こういったことを特に力を入れて考へてまいりたいと思っております。でございます。

○福岡日出彦君 それじゃ最後に。まあいろいろなでございますが、昭和五十二年の予算を見まして、通産省関係が三千百七十億、そのうちの中小企業関係が千三百三十七億と。これは〇・五%弱になるわけですが、こういうことで、さっき申し上げました四百六十万、従業員三千万以上の中小企業対策というふうなことを言われるわけですが、これはもう大臣にぜひお耳に入れておくと、こういうことであったわけでございますけれども、まあ農業予算が約二十八兆五千億の一割と、こういうふうなことである。ちょうど時代の流れのなにと同時に、農業も自給度を高めるといふことから現在圃場整備なんかにもうんと金を突っ込んでいわゆる構造改善をやっておると。だから、われわれやはり中小企業の関係も、そういったようなある程度いわゆる圃場整備というふうななかで、そういうふうな意味からの内部改造、再編成というふうなものも必要じゃなからうかというふうなことを考へるわけですが、まあ学校給食関係だけでも、いろいろなことをいいたしまして、施設費にこれと五十八億、それから配給米を三五%安くやるわけですが、この財政負担が十七億、それで二万二千トンというぐらゐの数字なんです。そういうことで思ひ切った手が打たれておるというふうなことを考へますと、やはり中小企業も、この際私は、この大店舗法の、調整法が、この機会にいいチャンスだと私は思ひます。そういうふうなタイミングもございまして、ひとつ今回特にそういう点をお願いを申し上げまして、私の質問を終わることにいたします。

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕

○加藤武徳君 私は問題をしぼりまして、割賦販

売法に基づく割賦販売、なかなか割賦購入あつせん業、あるいは割賦購入あつせん、かような問題と、そして割賦購入あつせん業に類似すると思われるような営業内容を持つております主として銀行系クレジット、かような会社の実態をただしてみたい、こういうふうに思います。

昭和三十六年に制定されました割賦販売法には、割賦販売とは何であるか、また、割賦購入あつせん、あるいはあつせん業とはどういうものであるか、かような定義づけをいたしておりますけれども、割賦購入あつせんといふことを平たく言へばどういふことになるか。

○政府委員(山口和男君) お答え申し上げます。割賦購入あつせん事業と申しますのは、カード等の証券を利用者に交付いたしまして、その利用者がそのカードを提示して加盟店というところから商品を購入いたしました場合に、その利用者にわたってその加盟店に対して代金を支払うと。そして一方、利用者の方からは分割してその返済を受ける、そういう事業でございます。割賦販売法の第二条によつてそういう定義になっておるわけでございまして、この事業を行う場合には、販売法の三十一條に基づきまして、登録を受けることを要するということになっております。

○加藤武徳君 そういたしますと、割賦購入あつせんを業とする者のあつせんによつて消費者が加盟店で物を買う、そして業を営んでおる団体はいわば消費者にかつて代金を支払う、かような形態ですね。代金の支払い形態につきましてどういふものがありますか。

○政府委員(山口和男君) 割賦購入あつせん業者は、その加盟店である販売業者に對しまして、会員である利用者、消費者にかつて代金を払うわけでございますが、この場合に、割賦購入あつせん業者と加盟店との間におきまして、両者間で加盟店規約が締結をされておまして、それによつて割賦購入あつせん業者と加盟店との間の決済が行われるということになっておるようでございます。そして一方、割賦購入あつせん業者の方

は、またその会員である利用者、消費者の方から、立てかえた代金に手数料を加えまして、その金額を今度は分割によつて回収していくと、こういうシステムに第二條の方はなつておる状況でございます。

○加藤武徳君 そうすると、いま御説明のように、代金の支払いと同時に手数料なるものが一緒に支払われる、なおかつ一括の支払いではありませんが、分割をして支払うためにその間の利息が含まれる、かように理解していいわけですか。

○政府委員(山口和男君) 先生御指摘のとおりでございます。分割払いの都度代金に金利、手数料等を加算いたしまして、その分割払いの分と合わせまして徴収をしていくことになるわけでございます。

○加藤武徳君 そうしますと、割賦購入あつせん事業を行つておられます者は、もとより会社もありま。す。ですけれども、専門店とか、あるいは小売商団体とか、あるいは商店会とか、かように比較的規模の小さいものが割賦購入あつせん業をやつておると、かように承知いたしておられますけれども、かような業態について通産省は実態調査をしたことがありますか、いかがです。

○政府委員(山口和男君) 割賦購入あつせん業につきましましては、先ほど申し上げましたように割賦販売法三十一條に基づきまして登録を要するわけでございます。そして、この登録を受けておられます業者は昭和五十年十二月末の段階で九十七社ござい。ます。この九十七社に関連いたします加盟店数が九万八千店、会員数——利用者の方でございますが、これが四百三十一万人、五十年度の売上高は千九十八億円という調査結果が出ております。なお、この三十一條の規定では、この登録につきま。して、特に中小企業者の組合あるいは連合会、中央会等が行つておられます割賦購入あつせん事業につ。きましては適用除外をいたしまして、登録を要せ。ざ事業ができるということになっておりますが、こ。ういったいわゆるチケット団体と申しますか、中。小企業者の団体による事業が約千五百ぐらいあ。るといふように承知いたしております。

○加藤武徳君 商店会とか、あるいは専門店とか、あるいは模範店というふうなもの、いまの説明では三十一條による届け出は必要としないといふことですか。

○政府委員(山口和男君) 御指摘のとおりでございます。

○加藤武徳君 そうしますと、登録を必要としな。いのなら把握はきつめて困難ではありましようけ。れども、小売商のいまのような団体が割賦購入あ。つせん業をやつておられますもの数はいま約千五。百、かようなことであります。千五百の団体。で扱つておられます売り上げはほどの程度でし。ょうか。

○政府委員(山口和男君) 事業協同組合等によ。つて行われておるわけでございますが、この組合。の監督等の事務は原則として都道府県知事が行。つておられますので、先生御指摘のとおり正確な数字。の把握というのがむづかしいという点がございま。して、正確な数字というわけにはまいりませんが、。一般に千五百件足らずと申しますか、近い数字に。なつておると言われておまして、この団体数が。この程度でございまして、これに加入をいたして。おられます小売店の数、これが大体十二万から十五。万程度ではないかと言われております。

○加藤武徳君 団体の数と、それから店舗の十二。万ないし十五万ということとはわかりましたが、約。一千五百の団体で扱つておられます売り上げの金額。はわかりませんか。いま会社の場合の九十七社は。約一千九十八億円、かように説明がありましたが、。団体の場合は売り上げの金額は把握してあり。ませんか。

○政府委員(岸田文武君) いま産業政策局からお。答えがございましたように、小売業の個々の事業。協同組合の監督は都道府県知事がやつておられ。ますので、全貌はなかなか把握いたしにくいわけ。でございますが、たまたま中小企業団体中央会が調。べた資料がございまして、それをお話し申し上げ。まして御参考に使いたいと思ひます。これはかな。り前の年次でございまして、回答が二百六十二組。合、そしてその加盟店舗が一萬九千店、その売り。上げ合計が三百七十九億円ということございま。して、一店当たり大体二百萬円程度の売り上げが。あるという報告がございましたので、それによ。つて全体の姿をある程度御想像いただけるのでは。ないかと思つておるところでございます。

○加藤武徳君 いまの二百六十二団体といいま。すのは、千五百の中の抽出をした団体ですか。

○政府委員(岸田文武君) そうでございます。

○加藤武徳君 そうしますと、千五百対二百六十。二団体でありますから、三百七十九億円のおお。むね数倍、こう理解していいわけでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 恐らくそのように想像。されます。

○加藤武徳君 そこで、会社の場合でも結構だ。し、また中小企業者の団体の場合でも結構ですが、。その企業内容等について主として経理の面で分析。をした資料がありましたら、その御説明を願いた。いと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 私ども組合関係につ。きまして得られました範囲でお答えをさせていただきますが、先ほど申しましたように正確な数字。は把握できないわけでございますが、先ほど引用。いたしました中小企業団体中央会の行いました調。査によりますと、こういった割賦販売あつせんを。行つておられます協同組合におきましては、総収益。の中で手数料の比率が大体七〇%近くになって。おります。また最近ではこの比率が八〇%から九。〇%に達しておる団体もかなり多いといふふう。に聞いておるところでございます。

○加藤武徳君 ただいまの七〇%ないし九〇%と。いいますのは、三十一條によつて登録を受けた会。社の場合ですか、それとも中小企業者のいわゆる協。同組合等の団体の場合でしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 協同組合の場合でござ。いまして、会社の場合は含まれておりません。

○加藤武徳君 ただいま説明がありましたよう。に、中小企業者の皆さん方が協同組合等で割賦購入

あつせん業をやつていらつしやる。そしてその主たる収入は、いまのお話のように七〇％ないし九〇％を占めておるといふことが明らかになつてまいりました。恐らく協同組合の組合員に対する賦課金はきつめてわずかなものであつて、いまの手数料収入でありますとか、あるいは割賦販売で先に延ばして代金を徴収いたしますために利息を賦課するのでありますから、銀行で借り入れた借入れ金の利息と、また徴収をいたします利息との間のわずかの差があるといふことになります。こういうものが経営の中心になつておる財源だ、というふうなあいに見ざるを得ないのであります。そこでこれらの団体が、もし割賦購入あつせん業が大幅にダウンするような事態があるといふますならば、単に割賦購入あつせん業としてダメージを受けるだけではありません。協同組合それ自身が非常に打撃を受ける、こういうふうなあいには判断をいたしますが、どういふふうなあいには考えられませんか。

○政府委員(岸田文武君) 確かに御指摘のとおりかと思ひます。総収益の中で非常に大きな比率を占めておるといふことから、組合の経理上も、これが大きな要素でありますし、これが大きな打撃を受けるようになりますと、組合の経営にも影響少なからぬものがあるかと思ひます。特にまた割賦販売事業というのは、地域の小売商の方々がその与えられた環境の中で何とか販売を伸ばしたいといふために導き出された手段でございまして、そういう面での影響というのでも大きいのではないかと感じておるところでございまして。

○加藤武徳君 ところで、銀行系クレジット会社なるものが数社ありますけれども、その実態がわかつておりますか。

○政府委員(山口和男君) ただいま現在、いわゆる銀行系のクレジットカード会社と称せられておりますのは六社ございまして、日本クレジットビューロー、ユニオンクレジット、住友クレジットサービス、ダイアモンドクレジット、ミリオンカードサービス、日本ダイナースクラブ、この六社

でございまして、古いものは創業以来十数年を経過しておるといふことでございまして。これらの会社では、会員にクレジットカードを渡しまして、その会員がそのカードを持って加盟店に参りまして買ひ物をいたしました場合に、二十五日から五十五日までの期間内で会員の取引先の銀行の口座から代金を自動的に引き落として決済する、そういうカード業務を行つておるわけでございまして、その規模は昭和五十年年度におきまして六社の合計の売上高が五千四百四十二億円、このうちカード業務による売上高が四千四百四十五億円、会員数が六百三十四万人、加盟店の数が四十六万店、提携をしております金融機関数が延べ八百二十社というふうな数字に一応なつております。

○加藤武徳君 ただいまJCBを初め六社の名前が挙がりましたが、これらの会社の資本金がどういふふうなあいになつてゐるか、手元に資料がございませんか。

○政府委員(山口和男君) 資本金は日本クレジットビューローが六億円、ユニオンクレジットが四億円、住友クレジットサービスが二億円、ダイアモンドクレジットが二億円、ミリオンカードサービスが二億円、日本ダイナースクラブが一億円といふことになつております。

○加藤武徳君 ただいまの六億円あるいは四億円、二億円、一億円という資本金の額が明らかになりましたが、これらの資本金のうち、金融機関が占めております金融機関名並びにパーセンテージがわかつておりますか。

○説明員(猪瀬節雄君) 御説明申し上げます。まず、JCBでございまして、三井銀行、三井銀行、協和銀行、大和銀行、太陽神戸銀行、北海道拓殖銀行、それから東海銀行、これがそれぞれ六割ずつ出資してございまして。そのほか地方銀行等三十三行で合計二五％でございまして、金融機関全体の出資比率として見ますと六七％に相なつております。それからユニオンクレジットでございまして、これは富士銀行、第一勧業銀行、埼玉銀行、太陽神戸銀行、これがそれぞれ一〇％、

三菱銀行七・五％、そのほか地方銀行等五十一行で二五・五％出資いたしてございまして、全体で見ますと七三％に相なつております。それから住友カードでございまして、これは住友銀行が一〇％を出資、それだけでございまして。次にミリオンクレジットでございまして、東海銀行が一〇％、中央信託、それから中京相互、中央相互、名古屋相互、東京相互、近畿相互、こういったところがそれぞれ四割ずつの出資でございまして、そのほか十行で合わせて二一％出資いたしてございまして、全体といたしましては五六％に相なつております。ダイナースクラブにつきましては、ダイナース銀行が一行で一〇％だけでございまして、ダイアモンドクレジットにつきましては、三菱銀行が一〇％で、その他は非常に細かいものが多うございまして、二十九行で合わせて四四・五％、合わせて五四・五％の出資になつております。

○加藤武徳君 ただいま金融機関の出資の比率の説明がございましたけれども、多いものは七三％あるいは六七％、少ないものは一〇％前後と、かようなことが明らかになつてまいりましたけれども、おおよそこれらはいわゆる銀行系六社なるものは一般には金融機関のダミードと、かように信じられております。また、実際の運営状況を見てもみますと、全く金融機関の意を体してゐる、かように思ふ節があるのでありますけれども、その点は次の問題といたしまして、いま審議官がこれらのいわゆる銀行系六社の業務の内容について簡単な説明がございましたけれども、もうちょっと詳しく業務内容の説明が願えませんか。ことに物品の購入との関連においてどういふ処置をやつておるのか、この点について御説明願ひます。

○政府委員(山口和男君) クレジットカード会社はカード業務が中心になつておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように全体の売上高の中の大きな部分がカード業務による売上高になつております。そのほかにもまあいろいろな種類の業務を行つております。たとえば、金銭貸し付け、あるいは保険の代行、あるいは保証業務とい

うようなものを行つておるようでございます。また、これらのほかにはリース事業あるいは集金事務の代行、国際カードの発行あるいは提携ローンというふうなものが行われておるものもございまして。以上でございまして。

○加藤武徳君 カードを持って加盟店に消費者が行きまして、そこで物を購入いたします場合の具体的な方法をですね、もうちょっと詳しく御説明願ひませんか。

○政府委員(山口和男君) このクレジットカード会社には会員があるわけでございまして、その会員にあらかじめカードを渡してある、その会員がカードを持ちまして加盟店で買ひ物をいたしました場合に、そのカードを表示することによりまして決済といふことです。決済が別途その会員の取引先の銀行口座から自動的に決済が行われる、そのカードを示した場合にその決済が利用される、その会員の銀行口座から自動的に決済が行われる、その決済期間は二十五日から五十五日の間といふことになつておるわけでございまして。

○加藤武徳君 いまのように消費者がカードを持って加盟店に行つて物を買ひ、そして物を買ひました場合には当然そこでサインをするので、それからそのサインに基づいて加盟店がかわつて金融機関から二十五日ないし五十五日以内において預金からこれを取りおろすと、このことはわかりますけれども、割賦販売あるいは割賦購入あつせん業に類似をするような取り運びをしてゐる会社はありますか。

○政府委員(山口和男君) ただいままでのところ、ないといふように理解いたしております。

○加藤武徳君 いままで割賦購入あつせん業に紛らわしいことをやつたといふことで行政指導を受けましたり、あるいはまたその違法性が指摘をされたりといふような事例はありませんか。

○政府委員(山口和男君) 先ほど御説明申し上げましたように、割賦購入あつせん業を行う場合には通産大臣の登録を受けるか、あるいは登録を受

けなくてよい中小企業等の事業協同体であるといふような場合でなければ業を営んではいけないといふことになっておるわけでございます。で、割賦販売法の運用に当たりましては、また「割賦販売等を行なう中小事業者の事業の安定及び振興に留意しなければならない」といふことは法律にも明示されておりました。銀行系クレジットカード会社が割賦購入あつせん業に進出してくるということになりますと、中小事業者の事業活動に影響を及ぼすおそれはないか、あるいは一方、一般消費者の保護の關係から見ればどうだと、そういうふうなことを慎重に勘案しながら対処してきておるわけでございますが、これまでのところ銀行系クレジット会社と特定の加盟店とが提携をいたしまして、そのクレジットカードを利用いたしまして割賦購入あつせんの類似の行為を行つた例はないと思ひますが、行おうとしたような例がございまして、当初におきまして中小小業者に對する影響等も配慮し、これを取りやめるような指導を行つた例がございまして、

以上でございます。

○加藤武徳君 私は、ここに銀行系クレジット六社がずらりと全部名前を挙げまして、おのおの特徵のマークを挙げて、そしてカードでオーケー、分割払い、かような広告を手元につけてきております。これはそうすると、こういうことはやれないことをやつたんだと、こう理解していいわけですか。

○政府委員(山口和男君) 広告につきましては、一時紛らわしい広告があつたことがございまして、これを取りやめるようにという指導をしたことがございまして、現在では行われていないと存じます。

○加藤武徳君 銀行局来ておりますか。

○説明員(猪瀬節雄君) はい。

○加藤武徳君 銀行がみずから割賦販売をやることでございまして、銀行は、銀行法の五条によりまして業務に専念する義務を負わされてお

ますので、割賦販売に限らずいわゆる物品販売といふものは許されないことでございます。

○加藤武徳君 銀行法第五条を見ますと、銀行はいまおっしゃる通りに銀行業務本来の仕事に精を出さなければならぬし、また他業に手を出してはならぬ、かようなことで他業禁止がありますけれども、しかし、これに付随する業務は可能なように書いてありますけれども、いわゆる付随業務といふものの中にはどんなものがありますか。

○説明員(猪瀬節雄君) 付随業務につきましてはいろいろの諸説があるわけでございますが、固有業務が銀行法の第一条によりまして預金、それと関連しまして貸し付けとあわせ行うこと、あるいは振りかえ等の為替取引を行うことというぐあい、に明記に書いてございます。これとの関連におきまして、付随業務といふものも、社会的、経済的な機能を、どういった機能を銀行が営むのが適当であるかというふうな観点から解釈すべきものというふうに解されておるわけでございますが、具体的に現在付随業務として一般的に認められておりますものは、おおむね、たとえば一つ保護預かりでございます、これはたとえば貸し金庫みたいなものでございまして、それから両替業務、それから有価証券の売買、貸し付けでございますが、これはたまたし商取法によって業務の制限が課せられております。それから換金あるいは会社の金銭出納の取り扱い、あるいはその債務の保証をすること、それから信用状に関するいろいろな手続、こういったものが付随業務とみなされております。

○加藤武徳君 私は、これもまたここにこんなすばらしい広告を持っておりますけれども、これは地方の某相互銀行です。某相互銀行が、一枚のカードで二役、かようなことで、キャッシュカードとしても使えるし、またショッピングカードとしても使える、かようなことであります。銀行みずからがショッピングカードを出すことについては、大蔵省としてはどういうぐあいに思ひますか。

○説明員(猪瀬節雄君) 先生御指摘の事案につきまして、私も実は陳情を受けてまして調査いたしましたことがございまして、その場合における銀行の役割りと申しますのは、預金者の依頼に基づきまして振りかえを行うこととございまして、直ちに銀行法第五条に違反しているといふふうには見られないわけでございます。ただ、銀行が百貨店その他とタイアップいたしまして、同じ一つのカードでショッピングカードも兼ね合わせるというふうなものを発行するということは、法令に違反しないにしても銀行として必ずしも適当でないと思ひますので、この件を調査いたしました結果、直ちに発行の取りやめを指示いたしまして、現在は発行を差しとめております。

○加藤武徳君 発行を差しとめたことはわかりましたけれども、しかし、この広告の中には、分割払いについては販売員に御相談ください、かように書いてあります。ですから、少なくともショッピングカードを出したことでなくて分割払いを容認する、あるいは窓口でその相談があれば当然分割払いに応ずるといふことであつたに間違いないと思ひます。あるいは、この点について大蔵省はどう考えますか。

○説明員(猪瀬節雄君) クレジットカード会社、先ほど先生御指摘の銀行系クレジット会社が割賦販売を行うことに關しましては、これは既存の業者との摩擦を回避するという観点から、従来私どもとしても銀行を通じて、銀行系クレジット会社の割賦販売といふものをしないように指導いたしております。また、先ほど通産省からのお答えにもありますように、通産省の方においてそれを認めないという指導をいたしておるわけでございます。

ところで、ただいま先生御指摘の件は、銀行が顧客の要求に基づきまして買物代金の決済を振りかえて行うということとございまして、これは銀行の立場にいたしますと、それが一回で決済されるのか何回で決済されるのか、これは顧客の指示によってその都度決済するわけでございます。

で、銀行の方からこれを抑えるといふことは銀行の業務としてなかなかむずかしいわけでございますが、通産省の方、本来そういう大型百貨店が割賦販売を銀行とタイアップして行うことは既存業者に対する影響が大きいからこれは望ましくないと、こういう御結論を出すといひます。ば、私も今後その方針に従ひまして銀行を指導したいと思つております。

○加藤武徳君 その点はわかりました。そこで、先ほど銀行系六社の金融機関の占めておりますパーセンテージは、なるほど全くのダミーではありませんが、相当の高いパーセンテージでございますが、そこで銀行みずからが自社の系統の六社のうち、自社の系統の会社のクレジットカードの販売に協力をする、あるいはみずからその会員の獲得を行う、この点は許されませんか、どうです。

○説明員(猪瀬節雄君) 銀行がその顧客の御相談に應じまして、たとえばどこかクレジット会社で適当なものはないかというふうな場合に、こういったものがあるという程度のことは、これは常識の範囲として許されると思ひますが、クレジット会社にかかりましてその会員の獲得ということに専念するといふことは、本来的に銀行業務の範囲から逸脱しますので望ましくないと考えております。

○加藤武徳君 大蔵省は望ましくないと考えておりますけれども、現に私は幾つか資料を持っておりますけれども、あえていふゆる六社のうちのどの会社といふことは言ひませんが、某社のカードは、こうやってちゃんと申し込みができるようなはがきを同封して、そのはがきのあて先は銀行の業務部です、銀行の業務部のカード係へ申し込みをする、こういう仕組みにしておりますが、これは適当ですか、どうですか。

○説明員(猪瀬節雄君) 具体的な事案に應じまして、そのやり方によって程度の差その他のいろいろあるかと存じますが、一般的にそういうシステム的に銀行がその会員の勧誘その他を行うとい

うことは適当ではない。もし先生、その具体的な事案としてお示しただきますれば私もとして指導したいと考えております。

○加藤武徳君 あなたは東京都内の銀行の店頭をのぞいたことがありますか。都内の銀行の店頭で恐らく半数以上の銀行が自分の系統の会社のクレジットカードの広告をしておりますよ、店頭に。ごらんになったことありませんか。

○説明員(猪瀬節雄君) まことに申しわけございませんが、私、銀行課長の職にはございませんが、店頭にはほとんど出入りしたことございません。

○加藤武徳君 銀行課長ともあられるのでありますから、ぜひそういう状況をごらん願いたいと思っておりますが、私は手元に十数枚の写真を撮ってきまして、大手の銀行のほとんどの窓口に必要な自分の系統の会社のカードの募集の広告がちゃんと出ておりますから、何ならこれをごらんにかけます。

そこで、銀行系のかような会社が進出することによりまして規模のきわめて小さい、ことに団体で割賦購入あつせん業をやっております方々に非常な影響が生ずるのでありますから、かつて国会にその陳情が出たことがあります。銀行課長はその記憶はもとよりないでしょうか。

○説明員(猪瀬節雄君) 四十四年に請願がございまして、これに對しまして、その請願に従いまして銀行系クレジット会社に対しては割賦購入あつせん等、そういった摩擦を起こすことのないように指導いたす方針であるということを内閣の意見としてお答えしたことがございます。

○加藤武徳君 いま御指摘がありましたように、昭和四十四年に衆参両院に請願書が提出をされました。おのおの採択になりましたことを政府に送ってあるのでありますけれども、この請願に對しまして大蔵省は回答文を寄せ、これが官報に掲載されております。請願の趣旨の第二は、銀行系クレジットカード会社は銀行法並びに銀行業務方法書等を逸脱した行為と認めるので厳に戒めてほしい、かような願意でありましたけれども、これに對して大蔵省の回答は、「銀行の職員は銀行の業務

に専念すべきものであつて、別法人であるクレジットカード会社の加盟店及び利用会員の勧誘を行なうことは許されません。銀行業務の必要を越えたいきすぎを招かないよう今後も銀行に對し十分の指導を行ないたい。」、かようなことを明確に回答されました。それも官報に掲載されておるのでありますけれども、先ほど来の店頭における会員の募集でありますとか、あるいはまたその銀行あてに申込書を送付させますとか、かようなことは大蔵省の従来の考え方とはうんと逸脱をしてしまつておる行為だ、かように考えて間違ひありませんか。

○説明員(猪瀬節雄君) 大蔵省といたしましては、四十四年の採択されました請願に對する処理意見で申し上げたとおりの考え方である現存もおります。したがういまして、その考え方にも照らしまして具体的な事案が、違反するといふようなことがあれば、私ももちろん十分指導したいと思つております。

○加藤武徳君 私がかような言い方をいたしましたのは、割賦購入あつせん業をやっております会社は、御承知のように株式会社の場合でありまして都道府県の範囲に限らなければならぬ、かような制約を受けております。こういう制約を設けましたのは、地場の規模の小さい小売商の皆さん方が、協同組合等で割賦購入あつせん業をやっておりますその方へ打撃が来ないように、かような心配りであるのに間違ひがないのでございまして。そしてさっきの代金の支払いで明らかになつてまいりましたように、消費者、利用者にかわりまして加盟店に代金の先払いをするのでありますから、これは当然銀行からの借入れによらなければ先払いが不可能であることは明らかであります。そこで、割賦購入あつせん業を営んでおることに規模の小さいものは銀行や金融機関の目の色ばかりをうかがつておる、これが本當の姿なのであります。そこで銀行系六社等がほとんどいふほとんど伸びてきたり、あるいは割賦購入あつせん業類似の行為を行ひましても泣く泣くじ

いっと黙つておらなければならぬ、これが中小企業や零細企業の本當の姿であります。そこで文句を言つたりいたしますと、すぐに金融の枠が縮められたり、あるいはまた利息の、金利の操作がなされたか、かようなことで非常な打撃を受けるのでありますけれども、しかし、かようなことは断じて私は許されません、こういうふうに思ひます。もう一通通産省や大蔵省はかような大銀行あてには金融機関の進出に對してどういふ考え方を持っておるか、この点を重ねて伺つておきたいと思ひます。

○説明員(猪瀬節雄君) 大蔵省の方から御説明申し上げます。

まず、銀行系のクレジット会社でございますが、これは四十四年の請願に對するお答えと同じでございます。既存業者に對する摩擦を起こすことのないように十分指導いたしております。したがういまして、今後とも割賦販売業に銀行系クレジットが進出するといふことにつきましては、私ももとしましては銀行を通じて十分指導いたすつもりでございます。

それから銀行が、先ほど先生御指摘のようない枚のカードで紛らわしいといふようなことにつきましては、私もさういふ形での誤解されることのないように、さういふカードの発行そのものの取りやめ、それから若干時間はかかりますが、現在発行されておりますカードの回収、こういったことを指導したいと思つております。

○政府委員(山口和男君) 銀行系クレジットカード会社が、巨大な資本力を利用いたしまして割賦購入あつせん業に進出するといふ点につきまして、中小企業の事業の安定その他の観点からもきわめて問題があると存じます。まあ本来の銀行系クレジットカード会社の業務の拡大といふことになりまして、これは消費者の利益その他の面から問題はないと存じますが、購入あつせん業への進出問題といふことになりまして、中小企業に及ぼす影響を一般消費者の保護の要請と同時に勘案

して慎重に對処していかなければいけないといふように考えております。

○加藤武徳君 そこで、割賦購入あつせん業といふのは、業種としては何業種ですか。

○政府委員(岸田文武君) これは、分類もいろいろあるかと思ひますが、広い意味で申せばサービス業の中に入るのではないかと思います。

○加藤武徳君 サービス業につきましては、いま審議しております法案は、どの範囲を中小企業者といふか、いかに規定しておりますか。

○政府委員(岸田文武君) 資本金一千万円以下、または従業員五十人以下を中小企業と定義をいたしております。

○加藤武徳君 そうしますと、ただいま審議しております大企業者の事業活動の調整に関する法案のいわゆる調整対象と規模の小さいものはなり得ると理解をしてよろしいでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 割賦購入あつせん事業は、いま申し上げましたとおりサービス業に属するものと考えられますので、事業としては本法の対象になると考えております。しかしながら、個々の問題が具体的に本法の調整の仕組みに乗るかどうかという点につきましては、大企業者の事業の拡張が、中小企業が現に供給している業務に對する需要を減少させ、相当数の中小企業者の経営の安定に悪影響を与えること、その他の要件を満たしておるかどうかといふことにつきまして、個別の案件ごとにこれらに照らして考えていくことが必要ではないかと思つていふところでございまして。

○加藤武徳君 時間が参りましたので、最後に、通産大臣からお答えが願ひがあればいいと思ふのであります。先ほど來説明がありましたように、割賦購入あつせん業の会社としての九十七社で約一千億円の売り上げ、それから千五百という大変な数の協同組合の皆さん方で割賦購入あつせん業をやつておられます方々が、二百六十二団体で約三百八十億円でありまして、千五百団体といたしましてこの金額は大したことではなく

○理事(熊谷太三郎君) はかに御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

第四一六三号 昭和五十二年四月十八日受理

第四一九二号 昭和五十二年四月十九日受理

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三九号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 大阪府岸和田市下松町四五八 西田豊光外五名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三〇号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井一ノ三七一 八木玲子外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三二一号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区大塚六ノ二一〇 尾形三郎外九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三二二号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市中沢一ノ四八九ノ四九四 加藤愛一郎外九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三三三三号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都中野区本町一ノ一九ノ七

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第九部 商工委員会会議録第七号 昭和五十二年五月十二日【参議院】

大井川進外九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四四号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都品川区平塚二ノ七ノ四 山本正外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三三五号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区大塚六ノ二一〇 尾形孝之外九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三三六号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都新宿区弁天町一〇七 石島経子外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三七七号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都台東区谷中五ノ二一〇 飯坂敬子外九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三八八号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋一ノ五二五 吉田利江外九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三三九号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区本郷五ノ八 佐藤志おり外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四〇号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市瀬崎町一、三七七ノ八 菊原保子外九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四一號 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町一丁目公務員住宅内 赤塚輝雄外九名

紹介議員 羽生 三三君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四二号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町二ノ四ノ一九 坂本和久外九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四三三号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都板橋区栄町一ノ一〇 町田隆一外九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四四四号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都台東区日本堤二ノ五ノ八 辻道博外九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四五五号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区若木町一二 宮嶋建一外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四六六号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区仲池上三ノ四ノ一六 伊藤実外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四七七号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都足立区谷中一ノ二九ノ六 坂平幸子外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三四八号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷南一ノ一六ノ九 高田典直外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三四九号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込一ノ四六ノ一 三小倉徳治郎外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三五〇号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 千葉県松戸市胡蝶台八六ノ六 大原直子外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三五一号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県大宮市高木一三三ノ八四 橋本太市外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三二号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都八王子市中野町三、五九三

紹介議員 斎藤和雄外九名 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三三三号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里四ノ三ノ二 坂田ふみ子外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三四号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都中野区大和町三ノ二六ノ一 三 武山登外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三五号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都豊島区千早町三ノ七 福本 唯一外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三六号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 千葉県佐倉市白井台五八四ノ二 田口徳之外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三七号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切八ノ三ノ七 小沢貞子外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三八号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 千葉県松戸市五香七三四ノ九 福田富枝外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四三三九号 昭和五十二年四月二十日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都北区中十条三ノ二九ノ四 井上一雄外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四二七号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町二ノ六 遠田次八外九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四二八号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区千石二ノ一ノ六 清水浩之外九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四二九号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ七ノ一八 北原正章外六名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県川口市栄町二ノ一ノ三 大川貞一外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三二号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台三ノ三三ノ一 堀江和宏外四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三三号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉町三、一三〇 高橋栄外七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三三三号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区高野台三ノ一ノ八 押方武外九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三三九号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区南田中二ノ二ノ一

紹介議員 小林敏夫外九名

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三三〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷三ノ六〇ノ六

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三三六号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県大和市南林間七ノ一三ノ

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三七七号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県所沢市緑町一ノ一五 小崎

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三八号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区本郷三ノ三九ノ五

笹本博外五名

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三九〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉中三ノ八 柴田

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四四〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町一ノ三七ノ二

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四四一〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区向丘一ノ二二ノ一

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四四二〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区向丘一ノ二二ノ一

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四四三〇号 昭和五十二年四月二十一日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

願

請願者 千葉県柏市柏四ノ六ノ三 増田信

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四四三八号 昭和五十二年四月十九日受理

「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 長野県上水内郡中条村日高三、二

紹介議員 近藤 忠孝君

雇用を安定させ、賃金・労働条件を改善し、住民

の要望する公共事業を拡大して、下請中小零細業

者の経営の安定を図るよう、次の事項の実現を要

請する。

一、千九百七十七年度の公共事業労働費単価（三

省協定）を大幅に引き上げ、地域格差を縮小す

ること。

二、三省協定以下に賃金を抑えないよう、業者に

対して強く行政指導を行うこと。そのための担

当窓口を設けること。

三、公共事業の受注者が、下請に出す場合、労働

単価（賃金部分）は三省協定を下回らないよう強

力に行政指導を行うこと。

四、建設業退職金共済制度の未適用事業所をなく

し、該当するすべての労働者に適用するよう指

導を強めること。特に、下請で働く労働者への

適用を保障するため、建設共証紙の元請一括購

入と下請への現物支給を行わせ、実態を追跡調

査で公表すること。

五、中小下請業者の経営安定のため、一括下請や

重層下請をなくす立場から、大企業偏重をや

め、中小業者への直接発注を促進するとともに

に、三省協定並みの賃金を支払い、法定の諸制

度を適用し、中小業者の経営安定のために「必

要な原価」が末端の下請業者に保障されるよう

指導監督を強化すること。

六、国民と住民が要求する生活関連公共事業を増

やし、地元での就労確保につながるよう発注す

ること。

理由

農村労働者の多くは、建設産業で働いており、長

期に続く不況とインフレの進行によつて、低賃金

と劣悪な労働条件、重層下請のもとで、その生活

はますます深刻となっている。不況のもとでも建

設大資本は依然として利益を伸ばしているが、勞

働者の就業機会は減少しているうえ不況を口実に

賃金相場を下回る賃金で働かされている。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に

関する請願（第三九六五号）

一、「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関

する請願（第四五三三〇号）（第四五三三五号）（第

四五三六号）（第四五三七号）（第四五三八号）

（第四五三九号）（第四五四〇号）（第四五四一

号）（第四五四二号）（第四五四三三〇号）（第四五四

四四号）（第四五四五五号）（第四五四六六号）（第四五

四七号）（第四五四八八号）（第四四六二五号）（第四

四六二六号）（第四四六二七号）（第四四六二八号）（第

四四六二九号）（第四四六三〇号）（第四四六三一

号）（第四四六三二号）（第四四六三三三〇号）（第四四六

三三三三三三〇号）（第四四六三三三三三〇号）（第四四

六三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本泉
議會議長 増田英夫

紹介議員 園田 清允君

炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施について格段の配慮をすることともに、同事業の実施を円滑にするため、補助単価を実情に即したものとすよう強く要望する。

理 山

本県では、従来から荒尾市地域において県と市とにより炭鉱離職者緊急就労対策事業が実施されてきたが、全国的なエネルギー政策の見直し等により、同事業の継続が問題となつてきた。昭和五十二年度においては、予算措置による一年間の延長実施が決定したものの、以降における同事業の継続実施については、未定のまき指針も示されていない。もとより就労者については、この種事業に依存することなく、できる限り常用就職を促進するのが本旨であり、職業安定機関には、そのための努力を期待するものであるが、その就労実態並びに現下の就職事情から見て、このことは極めて困難である。

第四五三三九号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区羽田四ノ二〇ノ一一
平林正志外九名
紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五三三三三号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ三〇ノ一九 三岡昌子外九名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五三三六号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市宮本町一ノ三五 沢田弘外九名
紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五三七七号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 川崎市多摩区片手四一七ノ六〇三 市川幸男外九名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五三八八号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都墨田区立花三ノ一二 佐藤勇外九名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五三三九号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬五ノ三三ノ一 三 武田俊康外九名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四〇〇号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢五ノ三八ノ一二

六 田中ふみ枝外九名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四一四号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川二ノ二四ノ九 池山正則外九名
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四二二号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都文京区湯島四ノ六ノ一二 清川淳二郎外九名
紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四三三号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都小金井市東町五ノ一三ノ九 山鳩莊内 青木義幸外九名
紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四四四号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都北区中十条三ノ三四ノ七 徳光宜洋外九名
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四五五号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都台東区上野五ノ二三ノ一〇 清川晃一外九名
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四六六号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都台東区谷中六ノ二ノ一六 田所陽子外九名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四七七号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚一ノ九ノ九 小林隆外六名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四八八号 昭和五十二年四月二十二日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 大阪府生野区桃谷町一ノ七 田中義則外九名
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四五四四九五号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市東久宝寺二ノ二ノ三 金田善三外九名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六二六号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区上馬四ノ一五ノ九
下田清外九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六二七号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都台東区東上野一ノ二〇ノ八
森公三外九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六二八号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 大阪市天王寺区勝山通三ノ四一
岸本与一郎

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六二九号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川一ノ一八ノ三
高松正次外九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三〇号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都国分寺市東戸倉一ノ一三ノ八
前沢昇外九名

第九部 商工委員会會議録第七号 昭和五十二年五月十二日【参議院】

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三一号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都豊島区要町三ノ三三
高橋 京子外九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三二号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都豊島区北大塚三ノ二七ノ一
日浦洋治外九名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三三三号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県所沢市花園三ノ二、三七九
ノ二一 笠原勇志外九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三四号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒四ノ一四ノ一
二 大橋のぶ子外九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三五号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区南島山二ノ三〇ノ

九ノ一〇三 大賀浩外九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三六号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都港区芝白金六ノ五ノ三
山 口仁太郎外九名

紹介議員 野々山 一三君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三七号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 千葉県市川市平田三ノ一九ノ九
山田富美子外九名

紹介議員 羽生 三三君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三八号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都江東区大島六ノ一ノ一七
一二 石川隆外九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四六三九号 昭和五十二年四月二十三日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区上池台二ノ三四ノ一
一 福島一行外九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四七一五号 昭和五十二年四月二十五日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場一ノ二二ノ

一七 松本道夫外九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四七一六号 昭和五十二年四月二十五日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都新宿区中井二ノ二七ノ二二
日高勉外九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四七一七号 昭和五十二年四月二十五日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 千葉県市川市田尻五ノ六ノ四
田勝彦外九名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四七一八号 昭和五十二年四月二十五日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県戸田市喜沢二ノ七ノ二七
松尾恵子外九名

紹介議員 松永 忠三君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第四七一九号 昭和五十二年四月二十五日受理
「中小企業事業分野確保法」の早期制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町二ノ一一
田島 仁外九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

一四

のく)に属する事業を主たる事業として営むも

前項各号の一に該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの

一 前項各号の一に該当する会社であつて、前号に掲げる者が単独でその会社に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの

（大企業者の責務）

第三条　大企業者は、大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際しては、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

(自主的解決の努力)

第四条 大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るように努めなければならない。

（調査）

第五条 中小企業団体（特定の事業を行う者であることをその直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）の資格とし、かつ、その構成

【參議院】

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小企業団体に通知するものとする。

(調整の申出)

第六條 中小企業団体は、大企業者が当該中小企業団体の構成員の資格に係る特定の事業と同種の事業につき大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をすることが当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業業者が現に供給している物品又は役務に対する需要の減少をもたすことによりこれらの中小企業業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあることを認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次条第一項の規定による勧告をするよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を当該申出に係る大企業者に通知するものとする。

(調整勸告)

第七條 主務大臣は、前條第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することゝ困難であり、かつ、当該事態の発生を回避す

2 前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による勧告をする

とき又はしないこととするときにあらう。

5 主務大臣は、第一項の規定による報告をしたときはその旨及びその報告の内容を、同項の規定による報告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、前条第一項の規定による申出をした中小企業団体に通知するものとする。

(意見の聴取)

第八條 中小企業（調整等）の調整審議会は、前条第一項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、第六条第一項の規定による申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならぬ。

(一時停止勧告)

第九條 主務大臣は、第六條第一項の規定による申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより第七條第一項に規定する措置を執らせること

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による勧告に準用する。
(指導)

第十条

勧告をするときは、中小企業〇調整審議会の意見を聴いて、当該勧告に係る第六条第一項の規定による申出をした中小企業団体に對し、当該勧告に係る事業と同種の事業に係る中小企業の競争力の強化及び一般消費者の利益の増進のために当該中小企業団体の構成員たる中小企業者が講ずべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化その他のその事業活動の改善のための方策を示して必要な指導を行うものとする。

(調整命令)

第二十一条 大企業者の規定は、同条第三項の規定によりその勸告に従わなかつた旨を公表された後において、なお正当な理由がなく、その勸告に係る措置を執らなかつた場合において、第六条第一項に規定する事態が生ずることにより同項の規定による申出をした中小企業団体の構成員たる中小企業者の相当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、中小企業分野等調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、当該勸告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

第二十七条第四項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

第二十八条の規定は、第一項の規定により中小企業分野等調整審議会の意見を聴かれた場合に準用する。

(中小企業○調整審議会)

第十二条 通商産業省に、附属機関として、中小企業○調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

4 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告徴収)

第十三条 主務大臣は、第七條及び第九條の規定の施行に必要な限度において、第六條第一項の規定による申出に係る大企業者に対し、その業務に関し報告させることができる。(適用除外)

第十四条 この法律の規定は、小売業(飲食店業を除く。)又はその業種について第六條第一項に規定する事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をする場合には、適用しない。

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、大企業者が開始し又は拡大しようとする事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十五条 第十一條第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十六条 第十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第二条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第九條の二の二第四項中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第三条 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。
第三十條の四第四項中「行なおう」を「行おう」に、「中央中小企業調停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。

第三章第八節の節名中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改める。

第八十條の次に次の一条を加える。
(中小企業○調整審議会)

第八十條の二 中小企業○調整審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議する。

第八十一條の前の見出しを「(都道府県中小企業調停審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十二條中「中央中小企業調停審議会は関係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会は」を「(都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」という。))は、」に改める。

第八十三條第一項中「中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調停審議会は」を「調停審議会は」に改め、同条第二項中「中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。))を「調停審議会」に改める。

第八十四條及び第八十八條中「通商産業大臣又は」を削る。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第四條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第七号を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第 号)の施行に 関すること。

第四條第四項中「第二号の二の下に」「第七号」を加え、「第七号まで」を「第六号の三まで」に改め、同条第五項中「第七号まで」を「第六号の三まで」に改める。
第五條第一項中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業○調整審議会」に改め、同条第二項中「及び中央中小企業調停審議会」を削り、同

条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える

3 中小企業○調整審議会については、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正
五 四から六 あるいは 通産当局
七 三 七 通信当局
九 三から七 食糧品 食料品
一五 一 四 全係 全体
二六 三 六 この点は プラント
二六 四から六 等々のの 等々の

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 二 二 十三年間 十二年間
二 二 三 与える 当てはめる
三 三 二 外局に 外局に